

明治十(二八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ二)について(二)

——広島地方裁判所所蔵裁判史料より——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 矢野達雄

加藤高

紺谷浩司

目次

- 一 解題——『却下文書』について——
- 二 本文読下し(一)～(四〇)
- 三 注の部
- 四 目次の部(一)～(四〇)
- 五 写真(四葉) (以上『修道法學』第三七卷第一号)
- 六 本文読下し(2) (四一)～(二二四)
- 七 注の部(2)
- 八 目次の部(2) (四一)～(二二四)

(以上 本号)

六 本文読下し(2)

〔五三A〕〔四一〕【山地売払代金淹滞】

印\*

本訴ノ証ハ戸濱山買受ノ明文アリト雖トモ其戸濱山ハ原告ノ所有ナルヲ証ス可キモノナキヲ以テ受理セス訴状却下候事

\*「横地安信」の丸朱印

印\*

主 「一色」\*\*

副 「山田」\*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

七二四(二四四)

ハ資 料V

明治十年二月三日

山地売払代金淹滞之訴状

廣島縣安藝國廣島鉄砲屋町

五百四拾三番邸

商 陸月 元吉

第五百五十九号

〔五三B〕

(記述なし)

修道法学 三七卷 二号

七三三(二四三)

貸米催促ノ訴状

廣島縣備後國世羅郡

松嶋村四百三番邸

農 丹治 源九郎

第五百六十号

〔五三B〕

(記述なし)

〔五四A〕 〔四二一〕 〔貸米催促〕

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

該訴貸主ハ原告人ナルコト証書面ニ明記有之ト雖トモ証書宛名

ハ上伊尾村々役人ナリ然レバ村役人ノ讓渡状之レ無(ク)ンバ該

証書ヲ以テ原告人ヨリ

訴出ルノ權ヲ有セズ因テ受理セズ訴状却下候事

印\*

主 「粕屋」 \*\*

副 「一色」 \*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年二月三日

〔五五A〕 〔四三〕 〔貸金催促〕

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

該訴証書ハ古手代殘金ヲ借用証文ニ改メ償却ノ期限ヲ定

メタルナレバ貸金ノ權利ヲ有スル者ニ非ズ即チ名実齟齬ス

ルニ因リ受理セズ訴状却下候也

印\*

主 「粕屋」 \*\*

副 「松野」 \*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年二月二日

貸金催促ノ訴状

廣島縣安藝國廣島鍛冶屋町

□□□番邸

商 T H 幸吉

第五百五十号

(五五B)

(記述なし)

僧 美濃 白雲

第五百四十七号

(五六B)

(記述なし)

〔五六A〕〔四四〕〔預ケ米催促〕

印\*

僧侶へ訴訟ヲ囑托セシモノ相当ノ代人トハ看做カタシ

因テ受理セス訴状却下候事

\*「横地安信」の丸朱印

印\*

二月五日

主 「一色」 \*\*

副 「山田」 \*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年二月二日

預ケ米催促ノ訴状

廣島縣安藝國山縣郡有間村

貳拾四番邸

〔五七A〕〔四五〕〔売掛代金催促〕

印\*

該件印税犯則ニ付受理

不及候事

明治十年二月六日

印\*

主 「山田」 \*\*

副 「一色」 \*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年一月廿四日

売掛代金催促訴状

廣島縣安藝國

廣島元柳町

□□□番邸

商 K S 左右祐

\*「横地安信」の丸朱印

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

七三二(二四二)

第三百六十八号

〔五七B〕

(記述なし)

\*〔五九A・B〕は、綴じ間違いが明らかなたため、〔六一B〕の次に移動させた。

〔六〇A〕〔四七〕【貸金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

〔五八A〕【四六一】【貸金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

借主人人ヲ一時ニ併訴スルハ其順序ヲ得サル者ナリ

因テ受理セズ訴状却下

印\*

主「粕屋」\*\*

\*\*丸朱印

副「山田」\*\*

\*\*丸朱印

明治十年二月九日

貸金催促之訴状

明治十年二月九日

貸金催促ノ訴状

廣島縣安藝國廣島

鷹匠町千八百四拾八番地 商

福川 與助

第六百六十九号

〔五八B〕

(記述なし)

廣島縣安藝國廣島西町一番町

□□番邸 K T 多次郎ニ同居

士族 K K 辰一

第六百六十号

〔六〇B〕

(記述なし)

〔六一A〕【四八一】〔預け金取戻し〕

印\* \* 「横地安信」の丸朱印

印紙消印証券印紙規則ニ反スル者ニ因リ受理セズ

訴状却下候也

印\*

主 「粕屋」 \*\*

副 「山田」 \*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年二月九日

預け金取戻シ之訴状

廣島縣安藝國廣島天神町

千九拾六番邸次新老番邸

工 松井 熊之助

第六百六十五号

〔六一B〕

(記述なし) \*

〔五九A〕\* 〔四八一〕【原告代人の陳述書】

\* 第六百六十五号事件〔六一A・B〕を参照

OS 甚六へ掛ル預け金催促訴ニ付原告代人

左ニ申上候

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

七二〇(二四〇)

該訴証書印紙消印セシハ証人ノ印形ニ有

之候事

右之通相違不申上候 以上

明治十年二月十日

廣島縣安藝國廣島天神町

千九拾六番邸新老番邸

工 松井 熊之助 印

〔五九B〕

(記述なし)

〔六三A〕【四九】〔売掛代金淹滞〕\* 〔六一A〕【四九一】と入

れ替えた。

印\*

十二年の幼童ニシテ自カラ訟庭ニ出ズルコト

能ハザル者何ヲ以テ訴

訟事件ヲ人ニ委任スルコトヲ并知

センヤ因テ受理セズ訴状却下候事

\* 「横地安信」の丸朱印

（資 料）

修道法学 三七卷 二号

七一九（二三九）

印\*

主 「粕屋」\*\*  
副 「山田」\*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

□□□□番邸 農 MD与左衛門方同居  
士族 榎並 直三郎 印

明治十年二月九日

売掛代金淹滞之訴状

〔六二B〕

（記述なし）

廣島縣安藝國沼田郡上安村

□□□□番邸 農 MD与左衛門方同居

士族 榎並 直三郎

第六百六十六号

〔六三B〕

（記述なし）

〔六二A〕〔四九一二〕【原告代人陳述書】<sup>(注43)</sup>

H S 光助へ掛ル売掛代金訴ニ付原告代人左

二申上候

原告本人 S M 貞次郎八満十二年ノ者ニ御座候

事

右之通相違不申上候 以上

明治十年二月十日

廣島縣安藝國沼田郡上安村

〔六四〕〔五〇〕【貸金催促】  
印\*

本訴証書ハ村役人宛ニシテ果〔シ〕テ原告ノ所有ナル  
乎分明ナラサルニ付受理セス却下候事

印\*

主 「松野」\*\*  
副 「一色」\*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

明治十年二月九日

貸金催促ノ訴状

廣島縣

備後国世羅郡寺町村

三百九拾五番邸

農 高橋 新四郎

第六百七十貳号

〔六四B〕

(記述なし)

第六百七十七号

〔六六B〕

(記述なし)

\*〔六五A・B〕〔五一―二〕は、〔六六B〕の後ろに移動した。

〔六六A〕【五二】〔地券書入証取戻〕

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本訴地所書入レノ証書ハ原被共ニ連借ナル旨申立ル上ハ負債

返済セス且被告手元ニ所持セサル以上ハ只ニ取戻ヲ請求スル筋

無之ニ付受理セス却下候事

印\*

主 「松野」 \*\*

\*\* 丸朱印

副 「一色」 \*\*

\*\* 丸朱印

明治十年二月九日

地券書入証取戻ノ訴状

廣島縣安藝國廣島寺町

□□番邸 SE直助 同居

士族 船越 休一

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

〔六五A〕【五一―二】〔原告代人陳述書〕

明治十年第六百七十七号

地券書入証取戻ノ訴状御審問ヲ

受原告代人左ニ申上候

第一条 該訴請求ノ地券書入証書

ハ被告并原告人共連名借主ニテ他ノ金

主ニテ金円借用致ヘキ事ニ約定シ被告

人共ヘ立用シ訴状記載ノ証書取至リ候ニ付金

主ニハ関セス原告借受タル金員ニア

ラサレハ原告ヨリハ返弁セストモ該書ハ自

ツト被告ヨリ返シ呉レヘク答ニ付請求仕

候事

右之通相違不申上候 已上

〔六五B〕

明治十年二月十一日

船越 休一 印

七一八(二三八)

〔六七A〕【五二】〔貸金催促〕

印\* 「横地安信」の丸朱印

本訴訟書ハ原告ヨリ他人へ譲渡シタル明文アルニ付別ニ

授与取消タル憑拠無之上ハ原告ヨリ出訴スル筋ナキ

ヲ以テ受理セス却下候事

印\*

主 「松野」\*\*

\*\* 丸朱印

副 「一色」\*\*

\*\* 丸朱印

明治十年二月九日

貸金催促訴状

廣島縣安藝國廣島寺町 YZ吉兵衛エ

寄留 同縣同国同所荒神町 居住

士族 岡野 林藏

第六百七十六号

〔六七B〕

(記述なし)

該訴訟書面封印ノ俣預リ置融通使用セザルノ明文無之者明治七年第二十七号布告ニ依リ貸金ト

見做シ慶応三年丁卯<sup>(注45)</sup>以前ニ係ルヲ以テ明治五年第三百

十七号布告<sup>(注46)</sup>ニ依リ

受理セス訴状却下候也

明治十年第十二号布告<sup>(注47)</sup>ノ主意ヲ取り本条ノ如シ印\*\*

印 「粕屋」\*\*

\*\* 「粕屋」による追記か

副 「松野」\*\*

\*\* 丸朱印

明治十年二月八日

預ケ麦取戻シ之訴状

廣島縣安藝國廣島尾道町

千百四拾九番邸

商 木村 米助

第六百三十七号

〔六八B〕

(記述なし)

〔六八A〕【五三】〔預け麦取戻し〕  
印\*

\* 「横地安信」の丸朱印



〔六九A〕〔五四〕〔貸米催促〕

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

該訴被告ハ契約ノ本人ニアラズ契約ノ代理人ヲ相手取ル

モノニ付受理セス

却下候事

印\*

主 「一色」\*\*

\*\* 丸朱印

フク 山田\*\*\*

\*\*\* 朱書き

明治十年二月八日

貸米催促訴状

廣島縣備後国三次郡

三次町四百七拾壹番邸

商 堀江 豊八郎

第六百三十号

〔六九B〕

(記述なし)

該訴慶応三年丁卯十二月<sup>注48</sup>以前ノ貸

借ニ付明治五年第三百十七号ノ公布ニ

依リ裁判不及候事

印\*

明治十年二月七日

主 「山田」\*\*\*

副 「一色」\*\*\*

\*\*\* 丸朱印

明治十年二月七日

貸米催促之訴状

廣島縣安藝國高田郡井原村

八百五十五番邸

農 加藤 周次郎

第六百三三号

〔七〇B〕

(記述なし)

〔七一A〕〔五六〕〔地券証名前書替請求〕

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

売買ノ実ヲ行ハザル者ニ因リ該訴ハ受理シ難シ

明治十(一八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(二)

七一六(二三六)

△資料▽

修道法學 三七卷 二号

七一五(二三五)

訴狀却下候也

印\*

主 「粕屋」 \*\*  
副 「二色」 \*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

明治十年二月六日  
地券証名前書替請求訴狀

明治十年二月六日  
地券証請求ノ訴狀

印\*

主 「粕屋」 \*\*  
副 「二色」 \*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

廣島縣備後國  
惠蘇郡新市村  
三百廿五番邸  
商 白尾 清太郎

廣島縣備後國  
惠蘇郡川北村  
五百四十五番邸  
農 小山 卯平  
第五百九十八号

第六百号

〔七二A〕〔五八〕

〔七〇B〕

〔記述なし〕

(記述なし)

〔七二A〕〔五八〕【貸米并に催促入費請求】

印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

\* 「横地安信」の丸朱印

借入金受取証書ヲ以テ地券証ヲ請求スル  
八名実相応セザル訴ニ因リ受理セズ訴狀  
却下候事

本訴ハ催促入費契約書アルモ實際催促ヲ遂ケタルコト  
ヲ確認スヘキ証ナケレハ  
採上ケカタクシ訴狀却下候事

印\*

主 「一色」 \*\*  
丸朱印  
フク「粕屋」 \*\*  
丸朱印

明治十年二月七日

貸米并ニ催促入費請求之訴状

廣 島 縣

備後國世羅郡

甲山町二百十三番邸

商 沖田 武七

第六百十三号

〔七二B〕

(記述なし)

フク「粕屋」 \*\*  
丸朱印

明治十年二月七日

貸米并ニ催促入費請求之訴状

廣 島 縣

備後國世羅郡

甲山町二百十三番邸

商 沖田 武七

第六百十貳号

〔七三B〕

(記述なし)

〔七三A〕 〔五九〕 〔貸米并に催促入費請求〕

印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

本訴ハ催促入費契約書アルモ実際催促ヲ遂ケタルコトヲ

確認スヘキ証ナケレハ採

上ケガタシ訴状却下候事

印\*

主 「一色」 \*\*

\*\* 丸朱印

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

〔七四A〕 〔六〇〕 〔証書々換催促〕

印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

該訴明治六年七月九日ノ証書ニ爪印ヲ

用ユル者ニ付明治六年第二廿号ノ

公布ニ依リ受理不及候事

印\*

明治十年

二月十二日

七一四(二三四)

主 「山田」 \*\* 丸朱印  
副 「二色」 \*\* 丸朱印

明治十年二月十二日

証書々換催促ノ訴狀

廣島縣

安藝國廣島空鞆町

千八百九十六番次新壱番邸

士族 青木 研造

第六百九十五号

〔七四B〕

(記述なし)

貸金催促ノ訴狀

明治十年二月十二日

廣島縣安藝國

賀茂郡柏原村

□□□□番邸

農 NK 貞

第六百九十六号

〔七五B〕

(記述なし)

〔七五A〕 〔六一〕 〔貸金催促〕

印\*

\* 「横地安信」の丸朱印  
(註5)

本訴原告人出頭致サズ明治九年司法省甲第一号ノ

旨意ニ触レタル代人差出スニ付  
受理及ハズ却下候事

印\*

主 「一色」 \*\*

\*\* 丸朱印

〔七六A〕 〔六二〕 〔貸米催促〕

印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

十二年余ノ幼童訟事弁解スルコト能ハザル者ヨリ訴訟  
代理ヲ委任サレタルトハ不都合ナリ因テ受理

セズ訴狀却下候事

印\*

主 「粕屋」 \*\*

副 「山田」 \*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

明治十年二月十二日

貸米催促訴状

廣島縣

安藝國廣島水主町\*\*\*

千五百六十五番邸

士族 三木 盛之助

\*\*\* 読みは「かこ」町

〔七八A〕〔六三〕〔売掛代金催促〕

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

第七百四号

〔七六B〕

(記述なし)

但「口書」第八百四号二仕候

印\*

〔七七A〕〔六二一二〕〔原告代人陳述書〕<sup>(注51)</sup>

明治十年第七百四号

O I 七五郎へ掛ル訴ニ付原告代人左ニ申上候

原告本人SSK捨吉儀八十二年余ノ幼童ニテ訟

事弁解難仕ニ付自分代人ヲ委任サレ候事

右之通相違不申上候 以上

明治十年二月十三日 三木 盛之助 印

売掛代金催促之訴状

明治十年二月十二日

主「粕屋」\*\*  
副「山田」\*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

廣島縣安藝國廣島水主町

千五百六十五番邸

士族 三木 盛之助

第七百五号

〔七八B〕

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

七二二(三三二)

(記述なし)

〔七九A〕〔六四〕預金淹滞催促

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本人ヨリ部理代人卜定メタル証無キニ因リ

該訴ハ受理セズ訴状却下候也

印\*

主「粕屋」\*\*

\*\*丸朱印

副「山田」\*\*

\*\*丸朱印

明治十年二月十二日

預金淹滞催促之訴状

廣島縣安藝國廣島天神町

□□□番地 K T 喜兵衛方寄留高知

縣阿波國海部郡野江村拾三番地 士族

高木 尉太郎

第七百七号

〔七九B〕

(記述なし)

〔八〇A〕〔六五〕貸金催促

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本人ヨリ部理代人卜定メタル証無キニ因リ

該訴ハ受理セズ訴状却下候也

印\*

主「粕屋」\*\*

\*\*丸朱印

副「山田」\*\*

\*\*丸朱印

明治十年二月十二日

貸金催促之訴状

廣島縣安藝國廣島天神町□□□番地

K T 喜兵衛方寄留高知縣阿波國海

部郡野江村拾三番地 士族

高木 尉太郎

第七百六号

〔八〇B〕

(記述なし)

〔八一A〕〔六六〕養育米催促

明治九年第二千七百四十八号

(注52)

(注53)

七等判事 印\*

主 十二等出仕 粕屋 萬尋 印\*\* \*「横地安信」の丸朱印

副 四級判事補 一色 小十郎 印\*\* \*丸朱印

〔裁判〕 \*\*却下申渡案

安藝国賀茂郡□□村 農 \*\*\* 傍点で削除、朱字で「却下」

原告人 T M モト

養育米催促訴

同村 農 U B 獲造<sup>マ</sup>母ヨウ代人

同郡□□□村 農

被告 新田 亀助

其方共訴訟審理ヲ遂ル処原告人 T M モトハ年齢十三

四歳ノ頃ヨリ被告人 U B 獲造父亡理助ト私通シ〔尔後〕\*タルニ其

内 \* 〇内二字削除

〔八一B〕

理助前妻死失セシニ因リ更ニ理助ノ〔内〕\*家ニ入り凡ソ巻箇年

\* 〇内は傍点で削除

許リヲ経テ又家ニ皈<sup>マ</sup>リタリ然レドモ理助トノ私通ハ依

\* 「婦」の異体字

然絶ヘズ折々原告人自宅ニ於テ密会シタリ右ノ情由

ニテ理助ト契約モ之レ有ルコト故他ニ嫁スルヲ拒ミ寡居

明治十(一八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(一)

七一〇(三三〇)

シタル〔内〕\* 明治六年七月ニ至リ懐胎シタリ因テ理助ヨリ

\* 〇内は傍点で削除

原告人同村 S D 源五郎ナル者へ依託シタル旨ヲ以テ源五郎

更ニ理助姉同村 K H 雪右衛門妻亡クニト協議ノ上理助へ談

シ遂ニ第壹号証書ヲ調ヘタル趣ニテクニ宅ニ於テクニ

ヨリ受取タリ前段ノ如ク理助ノ為メニ嫁期ヲ失ヒタル耳ナ

ラズ已ニ一子ヲ設ケタレバ約定ノ養育米被告人ヨリ受

取度旨申立タリ

被告代人新田亀助ハ被告人 U B 獲造<sup>マ</sup>父亡理助ハ

〔八一A〕

明治七年(二)一月(廿六日)\* 中ヨリ病ニ臥シ明治七年二月廿

六日死去 \* 傍点で削除

シタリ該訴第壹号証書ハ理助死去二日前(二調ヘ

タル者ナ)\*ノ日付ナリ然ルニ已ニ危篤(ノ際ニテ)\*ニ臨ミ言語

応答 \* 傍点で削除

モ出来ザル際ナレバ後家ヨウハ勿論其他親属共昼夜看

護シタルニ(誰一人有テ)\*該訴第壹号証書ヲ調ヘ原告人へ

\* 傍点で削除

渡セシヲ誰一人承知シタル者無耳ナラス証書面(印形

ハ理助ノ実印ニ非ズ)\*理助名下(ノ印形)\*ニ押シタルハ理助ノ

実印 \* 傍点で削除

ニ非ズシテクニ名下ニ捺シタルハクニ夫雪右衛門ノ実印ナレバ

クニノ擅ニ用フベキ者ニ非ズ但原告ヨリ印形ノ引証トシテ差  
出シタル第貳号ノ書面ハ理助(ハ) \*ヨリHG寛夫ハ渡セシニ相違  
之レ \* 傍点で削除

無シト雖トモ此レト彼レトハ印形ノ字画相違有リト認定シ  
タリ因テ該証書ニ対シ原告人ノ請求ニ応シ難キ旨申立タ

(八一B)

リ(因テ裁判スル左ノ如シ) \*然ルニ原告第壹号証(拠) \*書

(下面ト原告第一條) \*ト第貳号証書トニ押シタル理助名下ノ  
\* 傍点で削除

印形ハ何レモ(模糊トシテ字画不分明) \*字画模糊トシテ  
\* 傍点で削除

分明ナラザレバ其異同ヲ弁別スルヲ得ズ(而シテ) \*故ニ被告  
\* 傍点で削除

ヨリ提供シタル印影ト照合スルモ亦其真偽ヲ判決シ難  
シ(因テ該訴ハ) \*其余原被告無証拠ノ申立ハ採用セズ  
\* 傍点で削除

因テ該訴ハ審判ヲ止メ訴状及ビ答書ヲ却下候事  
但 訴訟入費ハ原告人償却スベシ

右 引合人代書人差添人

右之通申渡セシ間此旨可心得事

明治十年二月十四日

(八三A) (六六一二) 【原告人陳述書】<sup>(註5)</sup>

明治九年第二千七百四十八号

UB獲造ニ掛ル養育米催促御審問ヲ  
受ケ原告人左ニ申上候

自分儀十三四年ノ頃ヨリ被告人亡父理助ト私通罷  
在候内理助前妻死失致シ候ニ付原告人理助ノ内

ニ入り凡ソ老年斗罷在候処其後又理助ノ  
内ヲ出自分家ニ皈<sup>ばかり</sup>リ候得共依然理助トノ間ハ \*「婦」の異体字。  
前出。

其後ニ妻即チ当時後家ヨウ入嫁ノ上ハ理助  
内へ自分来リ候コトハ無之候得共依然私通

罷在候事  
右ノ次第二テ理助ト約定ノ儀モ有之事故他

(八三B)  
へ嫁スル事ヲ拒ミ寡居致シ候内明治六年七

月ニ至リ懐胎致シ翌明治七年四月十二日  
分娩致シ候事

自分同村SD源五郎ナル者へ理助ヨリ依頼シ源  
五郎ト理助姉ナル同村KH雪石工門妻亡クニ

ト協議ノ上理助へ談シ遂ニ該証書ヲ  
調ヘクニ宅ニ於テクニヨリ自分直々受取候事

右ノ通り理助ノ為メニ嫁期ヲ失ヒ候耳ナラズ已ニ



一子ヲ設ケ今更困却罷在候ニ付約定ノ養育米ヲ受取ラズ候テハ実ニ今日ヲ過シ難キ仕合ニ付証書面ノ米額速ニ被告人ヨリ相渡ス可ク様御裁判有之度候事

〔八四A〕

該件ニ関シ第壹号第貳号両通ノ外

証拋物等一切無之候事

印影引証ノ為メ被告人ヨリ差〔出〕タル帳簿ハ兩通共該訴第壹号証書ノ年月日ヨリ遙カ二前年ノ物ニ有之候事

原告ヨリ差出タル引証ハ該訴第壹号証書

年月日ノ翌日ノ証書ニ有之候且ツ養育米

季ニ付彼是周旋致タル前条ノSD源五郎

モ則チ第貳号証書ニ連印罷在候事

右之通相違不申上候 以上

明治十年二月五日 T M モト印

追条

〔八四B〕

該訴第貳号証書面理助名下印形トヨウ

名下ノ印形ト同一ト認メ候然ル上ハ第壹号証書

面理助印形ノ真偽ヲ争フ儀ハ無之筈ト存

候事

明治十年二月十二日 T M モト印

〔八五A〕〔六六一三〕【被告人陳述書】<sup>(註5)</sup>

明治九年第二千九百四十八号\* \* 第二千七百四十八号の誤記カ

T M モトヨリU B 理助相続人U B 獲造へ掛ル養育

米催促訴御審問ヲ受ケ被告人左ニ申上候

被告人獲造儀ハ本月僅ニ二年九月ノ幼兒ニ付生母則チ

亡理助後家ヨウナル者公私萬端担当罷在

候事

理助儀ハ明治七年二月廿六日死去致シ候今般原

告人ヨリ訴出タル養育米ノ儀ハヨウニ於テ曾テ承

知不致尤原告人自分宅へ参リ候事ハ理助生前

曾テ無之候得共原告人方へ理助ヨリ通ヒ候カ

或ハ外方ニテ密会致シ候事カヨウニ於テハ一切

承知不致候事

〔八五B〕

該訴約定証書面理助印形ハ理助ノ実印ニハ

無之則チ答弁証拋第壹号ヨリ第三号ニ至ル書

類ニテ証明ト存候事

K H クニモ已ニ死亡致シ候クニ名下ニ押シタル印形

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

七〇八(二二八)

ハ夫雪右工門実印ニテクニノ押用スベキ者ニ無之候事

原告人ヨリ呈シタル第貳号証拠書ハH G寛夫ナル者ヨリ其二男孟ナル者ヲ理助養子ニ貰受

候節理助ヨリ寛夫へ差入レタル条約証書ニ相違無之候事

原告証拠第壹号書面ノ印形ト其第貳号書面ノ印形トハ字画相異有之様認定致シ

〔八六A〕  
候事

前条々ノ次第二付該訴証書ニ対シ原告人ノ請求ニ応シ難ク候事

此外該件ニ関スル証拠物等無之右之通り相違不申上候 以上

明治十年二月三日 新田 亀助 印  
追加

亡理助儀ハ明治七年一月中ヨリ病氣ニテ臥床罷在爾後ヨウハ勿論其他親屬共昼夜

枕元ニ看護致シ〔タル〕コトナルニ死亡二日前ニ於テ該訴ノ証書ヲ調へ原告人へ渡シタル儀ハ誰レ

一人承知致候者無之殊ニ危篤ノ場合ニテ〔八六B〕

言語応対モ出来ザルコト故該訴証書ハ甚ダ不審ニ存候事

明治十年二月五日 新田 亀助 印  
追條

理助危篤ノ際ニハK H雪右衛門妻亡クニモヨウ同様看護罷在候事

明治十年二月十二日 新田 亀助 印

第貳号証書面N M良三郎印形ト理助実印ト同一ニ相見へ候因テ理助死亡ノ後原告人ヨリ右良三郎ニ依頼シ第壹号証書ヲ取拵候者ト想像致候事

同年同月同日 新田 亀助 印

〔八七A〕〔六六一四〕【引合人陳述書（原告側）】  
（注36）

T MモトヨリU B獲造<sup>マ</sup>へ掛ル養育米催促訴引合トシテ左ニ申上候

原告人モト懐胎致タル儀ニ付理助へ申入レ呉レトモトヨリ相頼マレ候得共其節理助儀ハ大病ノ事故其俣ニ致シ置發言不致候事

右ノ次第二付原告第壹号証書結約ノ

儀ニ付一切承知不致候事

明治十年二月十二日 S D 源五郎 印

代書人 中尾 輝政 印

候後病死致候事

第二条

出訴前世話人KH雪右衛門へ掛合候へドモ埒明不申ニ付出訴候事

第三条

右手続き掛合之儀ハ都而雪右衛門へ掛合之事 T M モト印

〔八七B〕〔六六一五〕【引合人陳述書（原告側）】<sup>(註57)</sup>

T M モトヨリU B 獲造へ掛ル訴引合トシテ御審問ヲ受ケ左ニ申上候

原告第老号証書面KHク二名下ニ押タル印

形ハ自分実印トハ其形字画トモ相違致シ

居り候事

明治十年二月十二日

KH 雪右衛門 印  
代書人 中尾 輝政 印

〔八九A〕〔六六一七〕【被告申口】<sup>(註58)</sup>

明治九年十月三日御審問ニ付

被告申口

第一条

原告差出ス証書ハ更ニ覚無之候事

第二条

明治七年二月廿六日夫利助病死致シ既ニ貫候子心有ト申モノ

養子致シ候処本年九月十四日

病死致シ依而相続人獲造ハ

〔八八A〕〔六六一六〕【原告申口】<sup>(註58)</sup>

明治九年十月三日御審問ニ付

原告申口

第一条

該件証書ハ利助存命中申受ケ候書付ニ即シ右書付申請

明治十（一八七七）年『却下文書』（民第二五號ノ一）について（二）

七〇六（二二六）

二年五月二而利助後家ヨウ  
家相続ノ儀戸長へ相届ケ不申

〔八九B〕

候事

第三条

利助相用以候印ハ右印ニテ

右証書ニ即シ印ハ万一無之事

U B ヨウ印

〔九〇A〕【六七】却下言渡案伺

〔明治九年〕第二千八百十四号\*

明治十年二月十二日 主 三級判事補 山田 熊雄 印\*\*

七等判事 印\*\*\*

〔裁判〕\*\*\* 却下言渡案伺

廣島縣備後國

世羅郡□□村 住居

原告代人 農 M N 惣助

同 郡 同 村 住居

同兼代人 農 梶谷 禎治郎

同 郡 壹歩 村 住居

被告 農 K J 六郎次

其方共頼母子返掛米滞催促ノ訟遂

審問処原告訴ノ趣ハ被告K J 六郎次

〔九〇B〕

儀借財多分相高家名相続難出来ニ付

親類同村光栄寺住職 M R 圓超ヲ以頼

母子ノ儀依頼ニ付一同任其意明治元年\*

ヨリ明治十年\*\* 迄拾ケ年ノ間年々米貳拾石

ノ頼母子講相企即チ原告第一号証頼母

子帳記載ノ如ク約定相極メ明治元年三

月初会相開キ掛米貳拾石ハ講主被告六

郎次へ初会后追々相渡シ或ハ明治元年后

ノ取引へ差継タリ然ルニ頼母子帳〔二〕於テハ慶

應三年\*\*\* 卯十二月卜書載有之儀ハ慶應三年\*\*\* 西曆一八六七年

ヨリ催アリテ明治元年春ニ至テ相調ヒ其

年春冬両度講会相開クヘキニ付テハ

〔九一A〕

年数ノ処紛ラハシク依テ壹会ハ前年へ

取越シノ体ニ書載セタルモノニシテ其実際

明治元年三月初会相開キタルニ相違無

之其証ニハ被告ヨリ該講加入人IU六藏  
SSK理三兵衛兩名ハ差越シタル原告  
第貳号証辰十二月付内密一札中当春

頼母子相企云云ノ明文ニテ判然タリ然ル処  
明治元年後会ノ分返掛米并貳拾石ノ内  
太平寺始メ七名分六石貳斗六升六合ハ是

迄ニ取引相済ムト雖モ残ル十三石七斗三升四  
合此返掛米明治二年分ヨリ明治八年分迄  
七ヶ年ノ間淹滞ニ付訴出タル旨陳述セリ

〔九一B〕

被告答フル趣ハ該頼母子ノ旨趣ハ原

告陳述ノ如シト雖モ講会相企タルハ原告

第一号証書明記ノ通り慶応三年中ニ相

違無之尤闕（ミ）開キ致シタルハ明治元年戊辰

三月ナリト雖モ原告ノ内ヨリ差越シタル第

三号証SS事MR大悟ノ書面第四号

SK久平書面第五号OM林三郎書面ノ

通り慶応三年以前旧借等へ差次受取

タリ其他頼母子引受親類MR圓超旧

借等へ差次中ニハ被告手元へ未タ受取ラ

ザル掛米モ有之又原告第二号証書ノ

儀ハIU六藏SSK理三兵衛へ渡シタルニ相

〔九二A〕

違ナシト雖モ辰十二月ト記載アルハ全ク卯

十二月ノ書損ニシテ其実際第三四五号ノ

証書ニテモ慶応三年中ノ取引タルハ判然

致シ且第七号証該講加入人其節壹

歩村頭SY三郎次ヨリ受取タル書面ノ

通リ入講ノ者出米掛捨破講相成タル者

ニ付今更掛米返償ノ義務ハ無之旨答

弁セリ仍テ弁明左ノ如シ

第一条

被告〔二〕於テ其第七号証該講加入人ノ内

其節壹歩村頭SY三郎次ヨリ受取タル

書面ニ依リ入講ノ者出米掛捨破講相

〔九二B〕

成タル旨申立ル処一時加講ノ者ナリトモ

該訴原告人ニ非ル者ヨリ受取置タル書

面ヲ以掛捨破講ノ証ト為スヲ得ズ

第二条

原告〔二〕於テ明治元年春相開キタル講会ヲ

頼母子帳へ慶応三年卯十二月ト記載シ

タルハ慶応三年中ニ催シ明治元年ニ至テ

調ヒ一年中春冬両会相開クヘキニ付テハ年数

明治十（一八七七）年『却下文書』（民第二五號ノ一）について（二）

七〇四（二二四）

ノ処分ヲハシキヲ以前年へ取越シ記載シタル者ニシテ其実原告第二号証ノ通り明治元年辰三月相開キタル頼母子ニ相違無之旨申立ルト雖モ被告口供ト吻合セズ也二

〔九三A〕

確憑ノ之ヲ証明スル者無之ニ於テハ僅カニ被告ヨリ加講ノ者へ内密相贈リタル書面

中辰ノ一字ヲ以該件本約定証ニ明記スル年月日ヲ消滅スルノ力無之ノミナラス被

告〔二〕於テ原告人ノ内ヨリ出訴前受取りタル

第三号第四号第五号ノ証書出訴後受

取タルモノト雖モ第一号第二号ノ書面ニ

参照シ慶応三年丁卯十二月相開キタル頼母子講ト確認セリ

第三条

前条ノ通りタルヲ以明治五年第三百十七号ノ公布ニ依リ此余裁判不及候事

〔九三B〕

但 訴訟入費ハ規則ノ通り原告人

引合人

償却スベシ\*

右ノ通り申渡セシ間其旨可相心得事

\* この二行は

朱書きで挿入

〔九四A〕【六七二】<sup>〔注63〕</sup>【動議】

動議 副員 印\*

\* 「粕屋」の丸朱印

該件固ヨリ受理スベキ者ニ非ザルナリ其原由 慶応三年十二月ナルコト原告証拠ニ明白ナリ因テ啞々<sup>〔注64〕</sup>他ヲ弁明スルヲ用

弁明スルヲ用

ヒズ〔却下裁判ノ体ニ改〕<sup>〔注65〕</sup>丁卯十二月晦日以前ニ係ル取引ナル旨ヲ以テ却下裁判ヲ為ス可ナルニ似タリ

朱傍点にて抹消

察スルニ丁卯十二月講中ヨリ米ヲ醸集シ講主ニ与

へ翌明治元年ニ至リ講中ノ闖引<sup>〔注66〕</sup>ヲナシタルナレバ初会ハ明治元年ナルベシ始メヨリ原告申分ノ不立欺ノ

如シ

第三条則チ所案ノ結末ニ裁判不及と有之

而シテ裁判申渡ト起頭ニ記スルハ如何致シ

〔九四B〕

起頭ニ却下申渡トスル可ナラン

〔九五A〕【六七三】<sup>〔注64〕</sup>【被告人陳述書】

頼母子返掛米滞催促之訴御審

問二付被告人左ニ申上候

第一条

該頼母子発起ノ旨趣ハ原告陳述之通りニ御坐候エ共講会相企タルハ原告第一号証明文ノ如ク慶応三年卯十二月ニ相違無御坐候事

第二条

初会（開）開キ致候ハ明治元年辰三月ニ候得トモ被告証書第三号原告人ノ内光栄寺隱居当時SS事MR大悟書面第四号同SK〔九五B〕

久平書面第五号同OM林三郎

書面ノ通り何レモ旧借等へ掛米ヲ差次ニテ受取候事

第三条

前条ノ次第二テ慶応三年前ノ加入米タル事右三通原告ヨリ差越シタル証書明文ニ於テモ判然ニ有之候事

第四条

第二条ニ申上候原告ノ内三名ノ

明治十（一八七七）年『却下文書』（民第二五號ノ一）について（二）

外ID和左衛門分并（理）三兵衛事

KY禎次郎掛米ノ内九斗八旧

〔九六A〕

借等へ差次残ル壺石壹斗及ヒWB

清助MS治平MSi勝三郎FB

勘藏分ハMR円超旧借米へ差

次受取タル由ニ候エ共其他IU

信右衛門FD廣吉FB篤丸分

ニ於テハ一円受取不申右ノ次第二

シテ明治元年三月初会ノ節一時落

米致シタルニハ更ニ無御座候事

第五条

明治元年初会（開）開キ致候ノミ

ニテ明治二年ハ休講明治三年ニ

至リ被告第七号証書壹歩村

〔九六B〕

SY三郎次ヨリ差越シタル書面明

文ノ通り入講ノ者出米掛捨破講

相成候ニ相違無御座候又今般原告

出訴ノ後入講ノ者ヨリ被告証第一

号第二号第六号ノ書面受取リ

破講之義弥判然致候ニ付今更

七〇二（二二二）

掛米償却ノ義務ハ無之ト相心得申候事

右之通り相違不申上候 以上

明治九年

十二月七日 KJ 六良二印

代書人 佐々木 徳次郎 印

〔九七A〕〔六七―四〕(同 続き)

第二章

第一条

原告第貳号証之義ハ自分より

I U 六藏 S S K 理三兵衛兩人へ

内密相渡シタル書面ニ相違無之

尤辰十二月ト記載致シタルハ全ク卯

十二月書換ニ有之候事

第二条

前条書換ト申上候証ハ被告第

三号光栄寺隠居 M R 大悟第

四号 S K 久平第五号 O M 林三郎

第七号証前々壱歩村 S Y 三郎

〔九七B〕

次書面記載之通慶応三年

卯ノ十二月前之取引ニ有之然ルニ明

治元年辰ノ十二月ニ至リ当春頼母子相企云々ト記載可致勤有之候ニテ原告第二号証ノ辰ノ一字ハ全ク書換ニ有之候事

第三条

前两条ノ内 I U 六藏 S S K 理三兵

衛當時亡 C 三郎治三名ハ該講加

入之者ニハ有之候得共今般之原告

人ノ内ニハ無之 M R 大悟 S K 久平

O M 林三郎三名ハ原告本人ノ内ニ有之

〔九八A〕

候事

第四条

前条之件訴答書ニ申上候外他ニ

可申上廉外之レニ関スル証据

書類モ無御座候事

右之通り相違不申上候 以上

明治十年二月六日 KJ 六郎二印



〔九八B〕

(記述なし)

〔九九A〕 〔六七一五〕【原告人陳述書】<sup>(註6)</sup>

頼母子返掛米滞催促ノ訴御審問ニ

付原告人左ニ申上候

第一条

被告K J六郎次儀借財多分

相高家名相統難出来ニ付親類

同村光永寺住職MR円超ヲ以頼

母子之籤依頼有之二付一同任其

意明治元年ヨリ明治十年迄拾箇

年ノ間年々米式拾石之頼母子講相

企〔テ〕即チ原告第一号証頼母子帳

記載之通り約定相極メ申候事

第二条

〔九九B〕

明治元年三月初会相催シ掛米式

拾石ハ講主被告六郎次へ落米

致サ七候然ルニ右頼母子帳〔三〕於テハ

慶応三年卯十二月卜書載有之

儀ハ慶応三年ヨリ頼母子ノ企イ

タシ明治元年春ニ至リ相調ヒ其年

春冬両度講会相開クニ付テハ

年数ノ処紛ラハシク依テ壹会ハ

前年エ取越シノ体ニ書載セ有之候

エ共其実際明治元年三月初会

相開キタルニ相違無之候事

第三条

〔一〇〇A〕

明治元年三月初会ヲ開キタル証ニハ

被告ヨリ該講加入人IU六藏S

SK理三兵衛兩名へ差越シタル

原告第二号証辰十二月付内密

一札中当春頼母子相企〔テ〕云々ノ明

文ニテモ判然致候事

第四条

前条ノ次第二候処明治元年冬

会ノ分返掛米并貳拾石ノ内TH

寺始メ七名分六石貳斗六升六合

ハ是迄ニ取引相済ムト雖モ

残ル返掛米十三石七斗三升四合明治二年

〔一〇〇B〕

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

七〇〇(二一〇)

分ヨリ明治八年分迄七ヶ年ノ間淹

滞及ヒ候ニ付出訴仕候事

右之通り相違不申上候 以上

明治九年

十二月七日

M N 恕助印

M Si 勝三郎印

書類無御座候事

〔一〇一B〕

右之通り相違不申上候 以上

明治十年二月六日 M N 恕助印

〔一〇二A〕〔六七一六〕【引合人陳述書】<sup>(注66)</sup>

頼母子返掛米滞催促ノ訴御

審問ニ付引合人左ニ申上候

第一条

被告K丁六郎次負債相嵩ミ

家名相統難出来ニ付慶応

三年ヨリ頼母子講ノ周旋致シ

翌明治元年三月初会相開キ

掛米貳拾石ノ内八石三升三合八自

分受取尤三石五斗八旧借米へ差次

残り四石五斗三升三合八正米ニテ

受取候事

第二条

〔一〇二B〕

〔一〇一A〕【同続書】<sup>(注67)</sup>

第二章

第一条

前章ニ奉御申上候通り明治元年辰

三月頼母子相企(テ)初会相開キ候

エ共被告へ米誼相渡シタルハ初会

後追々相渡シ或ハ外取引へ差次候右

慶応三年前ノ取引エ差次タル義ハ

無之候事

第二条

前条ノ外御訴状ニ申上候外他ニ

可申上廉ノ外之レニ関スル証拠

原告第一号証書ノ儀ハ其実際

明治元年六月書記致シタル者ニ候

エ共頼母子ノ發起慶応三年申中ニ

アルヲモツテ慶応三年卯十二月卜書

載シタル義ニ有之候事

右之通り相違不申上候 以上

明治九年 世羅郡老步村KE寺住職

十二月七日 M R 円超 印

〔一〇三A〕〔六七一七〕【原告申口】<sup>(注69)</sup>

明治九年十月廿一日御審問ニ付原

告申口

第一条

該件頼母子取立之儀ハ慶応

三卯年十二月ニ取立候一日頼母子

結約之儀ハ辰ノ十二月ニ有之

候事

第二条

原証文ハ卯ノ十二月卜有之候間

戊辰ノ正月米取引致候ニ

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

六九八(二二八)

相違無之令皆取引済口

辰ノ十一月ニ有之候事其共ハ

〔一〇三B〕

訴状ニ申立候通ニ有之候事

M N 恕助 印

M Si 勝三郎 印

〔一〇四A〕〔六七一八〕【被告申口】<sup>(注70)</sup>

明治九年十月廿一日御審問ニ付

被告申口

第一条

原告差出ス書面ニ調印ヲ致

相渡候儀ハ有之候間今頼母

子ノ約定取立ハ慶応三卯

年十二月申中ニ而調印モ同

月中ニ有之候事

第二条

前条ノ次第二而第一号第二号

ノ書面ヲ取致候事

第三条

(一〇四B)

卯年已前ノ証拠ニハ書中ノ  
書面ノ通ニ有之其余ハ都テ  
書々申上候通ニ有之候事

KJ 六良二印\*

\*印は、「富」と読める

第七百七十四号

(一〇五B)

(記述なし)

廣島縣安藝國廣島  
京橋町八拾四番屋敷  
商 佐々木 辰次郎

(一〇五A) 【六八】**【貸金催促】**

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本訴原告本人ハ病氣等ニアラス不弁舌ノ名ヲ以  
代人委托スルハ不得止事故トハ難見做然ラハ明治九年  
司法省甲第壹号布達<sup>(注71)</sup>ニ抵触スル者ニ付受理  
セス却下候事

印\*

主 「松野」\*\*

副 「山田」\*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年二月十七日

(一〇六A) 【六九】**【貸金催促】**

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本訴原告本人ハ病氣等ニ非ス不弁舌ノ名ヲ以代人委托スルハ  
不得止事故トハ難見做然ラハ明治九年司法省甲第壹号布達<sup>(注72)</sup>ニ  
抵触スル者ニ付受理セズ却下候事

印\*

主 「松野」\*\*

副 「山田」\*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年二月十七日

貸金催促ノ訴状

廣島縣

安藝国廣島五町目

九百四十壹番邸 商

佐々木 始次郎

第七百七十三号

〔一〇六B〕

(記述なし)

九百四十壹番邸 商

佐々木 始次郎

第七百七十貳号

〔一〇七B〕

(記述なし)

〔一〇八A〕〔七二〕【貸金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

金田借用証書ニ貼用シタル印紙ニ消印スルニ借主ノ印ヲ以テセズ

シテ証人ノ印ヲ以テスル者証券印紙規則<sup>金24</sup>ニ違フニ因リ受理セズ

訴状却下候也

印\*

\*\* 二ヶ所に丸朱印

主「粕屋」\*\*

\*\* 二ヶ所に丸朱印

副「一色」\*\*

\*\* 二ヶ所に丸朱印

明治十年二月十七日

貸金催促之訴状

廣島縣安藝国廣島

鳥屋町□□番邸

商 KN 七兵衛

六九六(二一六)

〔一〇七A〕〔七〇〕【売掛代金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本訴原告本人ハ病氣等ニ非ス不弁舌ノ名ヲ以代人委托

スルハ不得止事故トハ難見傲然ラハ明治九年司法省甲

第壹号布達<sup>注73</sup>ニ抵触スル者ニ付受理セズ却下候事

印\*

\*\* 丸朱印

主「松野」\*\*

\*\* 丸朱印

副「山田」\*\*

\*\* 丸朱印

明治十年二月十七日

売掛代金催促ノ訴状

安藝国廣島五町目

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

第七百六十八号

〔一〇八B〕

(記述なし)

(記述なし)

〔一〇九A〕〔七二〕【貸金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本訴第壹号書面ハ地所ノ売買ニシテ金円貸借ノ明記

モナク然ルニ第貳号証書ト混同シ返金請求スル筋

無之ニ付受理セス却下候事

印\*

主 「松野」 \*\*  
副 「山田」 \*\*  
丸朱印

主 「粕屋」 \*\*\*  
副 「松野」 \*\*\*  
丸朱印

明治十年二月八日

貸金催促訴状

明治十年二月十六日

地券状名前書換請求訴状

廣島縣安藝国廣島

鍛冶屋町百貳拾七番邸

商 今村 保治郎

第六百四十七号

〔一〇九B〕

廣島縣

安藝国安藝郡

新山村七百三十六番邸

農 葉本 善太郎

第七百四十七号

(一一〇B)

(記述なし)

(一一一B)

(記述なし)

(一一一A) 【七四】<sup>(注6)</sup>【貸金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

(一一二A) 【七五】<sup>(注6)</sup>【貸金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

金円借用証書ニ貼用シタル印紙ニ消印スルニ借主ノ印ヲ以テ  
セズシテ証人ノ印ヲ以テスル者証券印紙規則<sup>(注76)</sup>  
ニ違フニ因リ受  
理セズ訴状却下候也

印\*

主 「粕屋」 \*\*

副 「一色」 \*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

主 「一色」 \*\*

副 「粕屋」 \*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年二月十七日

貸金催促之訴状

明治十年二月十九日

貸金催促之訴状

廣島縣

安藝国廣島烏屋町

□□□番邸

商 KN 七兵衛

第七百六十七号

廣島縣安藝国沼田郡北下安村

□□□□□番次新□番邸

農 NG 内藏之輔

第七百八十五号

(一一二B)

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

六九四(二二四)

(記述なし)

(記述なし)

〔二一三A〕【七六】【貸金催促】

印\* \* 「横地安信」の丸朱印

本訴原告本人ハ病氣等ニ非スシテ密ニ不弁舌ノ名ヲ以  
代人委托スルハ不得止事故トハ難見倣然ラハ明治九年

司法省甲第壹

号布達<sup>(注7)</sup>(二) 抵触スル者ニ付受理セズ却下候事

印\*

主 「松野」 \*\*  
副 「一色」 \*\*  
丸朱印

明治十年二月十九日

貸金催促之訴状

廣島縣

安藝国賀茂郡柏原村

□□□□番邸

農 NK 貞

第七百九十四号

〔二一三B〕

〔二一四A〕【七七】【貸金催促】

印\* \* 「横地安信」の丸朱印

該诉被告身代限掲示期限<sup>(注8)</sup>后ノ詞訟ニ付受理不及  
被告人身代持直シノ上再訴可及事

明治十年二月廿一日

印\*

主 「山田」 \*\*  
副 「一色」 \*\*  
丸朱印

明治十年一月十七日

貸金催促ノ訴状

廣島縣安藝国廣島四丁目

□□□□番邸

商 TO 貞助

第貳百六十号

〔二一四B〕

(記述なし)



〔二一五A〕【七八】【貸金催促】

印\* \* 横地安信」の丸朱印

該〔訴取引〕\* \* 件ハ原被直ニ取引シタル者ニ非ズシテ

証書面印形モ実 \* \* 朱の傍線で抹消

否分明ナラザル旨原告人自カラ申立タリ然レバ被告人へ

掛リ訴出ルヲ得ザル者トス因テ

受理セズ訴状却下〔候也〕

印\*

主 「粕屋」 \* \* \*

副 「一色」 \* \* \*

\* \* \* 丸朱印が二箇所にある

\* \* \* 丸朱印

明治十年二月廿日

貸金催促ノ訴状

廣島縣安藝国廣島

西引御堂町□□□□番邸

商 KU 元助

第八百七号

〔二一五B〕

〔記述なし〕

〔二一六A〕【七八一】【原告人陳述書】

明治十年第八百七号

K 金藏へ掛ル貸金催促訴御審問ヲ受ケ

原告人左ニ申上候

I T 常藏ナル者ノ取次ニテ貸渡シ金円モ同人へ相

渡シ被告人ト直ニ取引ハ不致所出訴前被告

人へ返済方召掛候処被告人ニ於テハ一切承

知セズ証書面印形モ其実印ニ非ザル旨申

立候得共其印形ノ実否得ト取調べ等ハ

不致訴出候事

右之通相違不申上候 以上

明治十年二月廿一日

KU 元助 印

〔二一六B〕

〔記述なし〕

〔二一七A〕【七九】【地券書換請求】

印\*

該訴証書面文中ニ元金エ月貳歩式朱ノ利足加へ

元利返弁云々ノ明文有リ然レバ地所売渡証書ニ非ズシテ

地所書入ノ借用証書ナレバ

\* \* \* 横地安信」の丸朱印

明治十（一八七七）年『却下文書』（民第二五號ノ一）について（二）

六九二（二二二）

（資 料）

修道法學 三七卷 二号

六九一（二二一）

地券書換ヲ請求スルノ權ヲ  
有セズ因テ受理セズ訴狀却下候也

印\*

主 「粕屋」 \*\*\*

丸朱印

副 「一色」 \*\*\*

丸朱印

明治十年二月廿一日

地券書換請求訴狀

廣島縣

安藝国廣島研屋町

三百五番邸 平民

代言人 岡 謙藏

第八百貳十九号

（二一七B）

（記述なし）

（二一八A）【八〇】【米員取戻し】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本訴ノ証ニ被告ヨリ証書返戻致スヘキノ明文アリテ并  
返戻ノ契約ナキヲ以テ受理（三）及ハス訴狀却下候事

印\*

主 「一色」 \*\*

丸朱印

副 「山田」 \*\*

丸朱印

明治十年二月廿一日

米員取戻シ之訴狀

廣島縣賀茂郡 七条 村 \*\*\*  
枇坂

農 番邸

農 US 惣四郎

読みは「しち  
じようかぶさ  
か」村

第八百貳十号

（二一八B）

（記述なし）

（二一九A）【八一】【貸米催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本訴証書ハ印税規則ニ牴觸スルヲ以テ受理セス却下候  
（注80）

事 印\*

主 「松野」 \*\*

丸朱印

副 「粕屋」 \*\*

丸朱印

明治十年二月廿一日

貸米催促ノ訴状

廣島縣安藝國廣島

東愛宕町七百二番邸

商 三室 森造

第八百三十四号

〔二一九B〕

(記述なし)

廣島縣

備後國御調郡向島西村

□□□□番邸

農 OD 淳三郎

第八百四十貳号

〔二二〇B〕

(記述なし)

〔二二二A〕〔八三〕【預金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本訴証書ハ慶応元元年\*\*ヨリノ預ケ金元利ヲ\*\*西曆一八六五年

計算シタル旨申立ル上ハ明治五年第三百十七号

御布告<sup>(注81)</sup>ニ基キ受理セス却下候事

主 「松野」\*\*

副 「二色」\*\*

印\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

〔二二〇A〕〔八二〕【貸金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

種類ノ異トナル貸金二件ヲ併セテ訴出ルモノニ付受理〔二〕及

バス訴状却下候事

主 「一色」\*\*

フク「粕屋」\*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年二月廿二日

貸金催促ノ訴状

預金催促之訴状

明治十年二月廿二日

廣島縣備後國安那郡\*\*\*

\*\*\* 読みは「やすな」郡

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

六九〇(二二〇)

ハ資 料V

修道法学 三七卷 二号

六八九(二〇九)

上御領村八拾貳番邸 農

目寄 芳右工門

第八百四十九号

(一一二B)

(記述なし)

(一一三A) 【八四】【月賦金請求】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本訴証書ノ金額ハSN与三二ノ所有ナル旨申立ル上ハ全人ヨリ返弁請求ノ委托ヲ受シ証憑無之ニ付受理セス

却下候事

印\*

主 「松野」\*\*

\*\* 丸朱印が二箇所

副 「山田」\*\*

\*\* 朱書き

(一一二A) 【八三一二】【原告代人陳述書】<sup>(注82)</sup>

明治十年第八百四十九号

預ケ金催促ノ訴御審問ヲ受原告

代人左ニ申出候

第一条 該訴証書ハ去ル慶応元

丑年\*ヨリ明治九年迄ノ元利ノ金

円ヲ計算ノ上調整シタル書面ニ相違

無之御座候事

右之通相違不申上候 已上

\* 西曆一八六五年

明治十年二月廿三日

目寄 芳右工門印

(一一二B)

(記述なし)

(一一四A) 【八四一】【原告代人申口】<sup>(注82)</sup>

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本訴証書ノ金額ハSN与三二ノ所有ナル旨申立ル上ハ全人ヨリ返弁請求ノ委托ヲ受シ証憑無之ニ付受理セス

却下候事

印\*

主 「松野」\*\*

\*\* 丸朱印が二箇所

副 「山田」\*\*

\*\* 朱書き

明治十年二月廿三日

月賦金請求之訴状

廣島縣安藝国廣島

水主町\*千百六十三番邸

\* 読みは「かこ」町

商 高木 傳兵衛

第八百六十五号

(一一三B)

(記述なし)

(一一四A) 【八四一二】【原告代人申口】<sup>(注82)</sup>

明治十年第八百六十五号原告代人申口

第一条

該証書中固\*云々記載ノ儀ハSN与

三二ナル者ノ家印ニテ全人所有ノ金

円ヲ被告人ト結約シタル者ニ付原告本

人ノ所有ニアラサレハ仮令被告人ヨリ返弁

ニ与ルトモ右与三二へ相渡シ\*\*ヘク者ニ相違

無御座候事

右ノ通相違不申上候 已上

明治十年二月廿六日

\* 屋号か

\*\* 「相渡スヘキ」  
の誤記か

明治十年二月廿四日  
讓受地々券証  
之訴状  
名前書替請求

廣島縣安藝國  
高田郡土師村\*\*\*\*\*  
医

\*\*\*\*\*  
読みは「はじ」村

高木 傳兵衛 印

〔二二四B〕

(記述なし)

第八百七十五号

〔二二五B〕

(記述なし)

II 春哲

〔二二五A〕【八五】「讓受地々券証名前書替請求」  
印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

該訴ノ証書来早春加判ノ銘々御立合御分ケ

被下候約定云々ノ明文アリテ

未タ現地イツレト取極タル(約定ニ) \*讓受ケ地 \*朱点で削除

ニアラサル以上ハ地券名前書替ハ名実相

当致サズ因テ却下ス

明治十(一八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(二)

六八八(二〇八)

印\*

主 「一色」\*\*\*

フク「松野」\*\*\*

\*\*\*  
丸朱印

\*\*\*  
丸朱印

〔二二六A〕【八六】「預ケ金催促」  
印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

本訴捧呈シタル後記載ノ証書紛失セシ旨原告代人

申立ル上ハ全ク無証ノ訴状ニ付受理セス却下候事

印\*

主 「松野」\*\*  
\*\*\*  
丸朱印

ハ資 料

副 「山田」 \*\*

\*\* 丸朱印

修道法学 三七卷 二号

六八七(二〇七)

明治十年二月廿四日

請負金催促訴状

明治十年二月廿六日

預ケ金催促之訴状

廣島縣安藝國

廣島縣職町

九百四十二番次新二番邸

工 松村 宗次郎

廣島縣備後国甲奴郡

四百六十五番邸

「こうぬ」郡

\*\* 読みは

第八百八十号

農 秋山 孫三郎

第八百九十四号

「二二七B」

「二二六B」

(記述なし)

(記述なし)

「二二七A」【八七】【請負金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

「二二八A」【八八】【証書取戻し】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

証書面印紙ニ消印セザル者証券印紙規則ニ犯触スルニ因リ受理セズ訴状却下

印\*

主 「粕屋」 \*\*

副 「山田」 \*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

印\*

主 「松野」 \*\*

副 「粕屋」 \*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

本証請求ノ証書ハ金主名前切換ノ為メ一端被告ヘ相渡シタル上ハ則原告ノ所有ニアラス然ラハ該証返戻云々ノ結約書アルトモ事実履行ヲ得可ラサル者ニ付受理セス却下候事

明治十年二月廿六日

証書取戻之訴状

廣島縣安藝國廣島天満町

千二百二番邸

商 坪井 吉五郎

第八百九十六号

(二二八B)

(記述なし)

為助ナル方へ入レ換タル趣ニ御座候然シ

最初ヨリ金主取換ル為メ該証式通

(二二九B)

差備置差當テハ承知仕居候事

右ノ通相違不申上候 已上

明治十年二月廿七日

坪井 吉五郎 印

(二二九A) 【八八一二】**【原告代人陳述書】**<sup>(注85)</sup>

明治八百九十六号

証書取戻ノ訴状御審問ヲ受原告

代人左ニ申上候

第一条 該訴記載ノ証書取置タル旨趣ハ

被告所有ノ地所建家共書入レタル証書ヲ以テ金

円貸渡シ然ルニ其抵当ノ(地) \* 不動産ヲ他へ書

入レ金借受其金額ヲ以原告貸金ヲ

弁償致スへ(キ) 廉ヲ申聞ルニ付其意ニ任セ該

書入証返却致候事

第二条 前条書入証書金主ヲ取換則 M M

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

六八六(二〇六)

為助ナル方へ入レ換タル趣ニ御座候然シ

(二二九B)

差備置差當テハ承知仕居候事

右ノ通相違不申上候 已上

明治十年二月廿七日

坪井 吉五郎 印

(二三〇A) 【八九一】**【預ケ金催促】**

印\*

本訴証書ハ印紙犯則ナルヲ以受理セス却下候事

印\*

主 「松野」 \*\*

フク 「一色」 \*\*

\* 「横地安信」の丸朱印

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年二月廿六日

預ケ金催促之訴状

〔資 料〕

修道法学 三七卷 二号

六八五(二〇五)

廣島縣安藝國廣島四丁目

第八百八十号

八百式番邸

〔二三二B〕

商 安田 理右衛門

(記述なし)

第八百九十八号

〔二三〇B〕

(記述なし)

〔二三一A〕【九〇一】〔原告代人陳述書〕<sup>(注87)</sup>

明治十年第八百八十号并第

八百八十号兩訴狀御審問ヲ受

原(告)代人左ニ申上候

第一条

該訴記載ノ兩証書ハ訴狀捧呈ノ後

紛失シ種々索探致候ヘトモ一切見当

不申仍テ御目安糺ヲ受ヘク儀難叶

次第二御座候事

右之通相違不申上候 已上

明治十年二月廿七日

秋山 孫三郎 印

〔二三二B〕

(記述なし)

〔二三一A〕【九〇】【貸金催促

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本訴捧呈シタル後記載ノ証書紛失セシ旨原告代人申立ル

上ハ全ク無証ノ訴狀ニ付受理セス却下候事

印\*

主 「松野」 \*\*

\*\* 丸朱印

副 「山田」 \*\*

\*\* 丸朱印

明治十年二月廿四日

貸金催促之訴狀

廣島縣備後国甲奴郡上下村

四百六十五番屋敷

農 秋山 孫三郎



〔二三三A〕【九二】【確認請求】

印\*

金借証ヲ以テ確認請求ノ訴ヘハ目安立タサルニ付

却下

印\*

主 「一色」\*\*

フク「粕屋」\*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年三月一日

確認請求之訴状

廣島縣備後國御調郡\*\*\*

今田村□□□□番邸農

U M 元八

第九百三十五号

〔二三三B〕

(記述なし)

却下ス

印\*

主 「一色」\*\*\*

フク「粕屋」\*\*\*

\*\*\* 丸朱印

\*\*\* 丸朱印

明治十年三月一日

取替金催促訴状

廣島縣

安藝国佐伯郡峠村

六拾番邸

農 喜多英七郎

第九百三十四号

〔二三四B〕

(記述なし)

〔二三五A〕【九三】【売掛代金催促】

印\*

該訴ノ証拠タル通ヒ帖\*金員記載ノケ所ニ被告人ノ押

\*\* 掛買の時、品名・金高・月日などを記して、後日、金

銭を授受する時の覚えとする帳簿(『広辞苑』第二版)

〔二三四A〕【九二】【取替金催促】

印\*

丁卯\*以前ノ貸借壬申第三百十七号公布<sup>(注8)</sup>ニ拠リ

\*「横地安信」の丸朱印

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

六八四(二〇四)

\*\* 慶応三(一八六七)年

△資料▽

修道法学 三七卷 二号

六八三(二〇三)

印無之二付右通ヒ帖ハ公正ノ証書ト確認シカタシ仍  
テ受理セス却下候事

印\*

主 「小島」\*\*\*

丸朱印ニケ所

副 「山田」\*\*\*

丸朱印ニケ所

明治十年三月一日

売掛代金催促之訴状

兵庫縣撰津國菟原郡

大石村八十四番邸

商 大内 隆平

第九百四十三号

(一三五B)

(記述なし)

(一三六A) 【九四】【請負金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

該訴状結文ニ右悪巧ミ之廉ヲ以テNM亀之丞御

呼出之上云々御裁判ノ程奉願

候以上ト記載シタリ右ハ民事裁判上受理シ難(キ)ニ付

訴状却下

印\*

主 「粕屋」\*\*

副 「二色」\*\*

明治十年三月二日

請負金催促之訴状

廣島縣安藝國廣島幟町

九百四拾式番次新式番邸

工 松村 宗次郎

第九百五十四号

(一三六B)

(記述なし)

(一三七A) 【九五】【貸金請求】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本訴訟ノ貸金百円ハ既ニ受取今請求スルモノハ法律上ノ

利息ナルニ貸金請求ノ名目ハ目安立タザルニ付却下ス

印\*

主 「一色」\*\*

\*\* 丸朱印

フク「山田」\*\*

\*\* 丸朱印

明治十年三月三日

貸米催促訴状

貸金請求之訴状

明治十年三月二日

廣島縣

安藝国賀茂郡志和東村

□□番邸

農 K G 覺一

廣島縣安藝国廣島油屋町  
六百八番邸

農 尾家 正平

第九百六十六号

〔二三八B〕

(記述なし)

第九百五十号

〔二三七B〕

(記述なし)

〔二三九A〕【九七】「訴訟入費請求」

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

明治九年十二月一日裁判シタルニ被告人ニ於テ

右裁判不服ナルニ因リ

上等裁判所へ控訴スル旨届出タリ然レバ裁判申渡ノ翌日

明治九年十二月二日ヨリ本年

三月一日マデ満三ヶ月ナレバ控訴期限内訴訟入費償却ヲ訴出ル

ノ權無シトス<sup>(注89)</sup>

因テ受理セズ訴状却下候也

印\*

〔二三八A〕【九六】「貸米催促」

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本訴証書ハ金主両名ナルニ内耆人ヲ除キ〔原告タル

筋無之ニ付〕\*\* 訴出ルヲ以

受理セズ却下候事

印\*

主 「松野」\*\*\*

\*\*\* 丸朱印

副 「山田」\*\*\*

\*\*\* 丸朱印

明治十(一八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(二)

六八二(二〇二)

ハ資 料

修道法字 三七卷 二号

六八一(二〇一)

主 「粕屋」 \*\*

丸朱印

副 「粕屋」 \*\*

丸朱印

副 「山田」 \*\*

丸朱印

明治十年三月一日

明治十年三月五日

訴訟入費請求ノ訴状

貸金催促ノ訴状

廣島縣安藝國賀茂郡

廣島縣安藝國廣島貳町目

内海村□□番邸

商 OS 藤助

農 TH 惣五郎

第九百三十六号

第九百八十貳号

〔二二九B〕

〔二四〇B〕

(記述なし)

(記述なし)

〔二四〇A〕【九八】**貸金催促**<sup>(注90)</sup>

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

該証書名宛ニOU藤藏代理大寄藤助ト明記有之且原告

ニ於テ該件最初取引ノ際右藤藏ノ部理代人ナル旨申立ル

上ハ大寄藤助原告タルヘキ筋無之ニ付受理セス却下

候事\*\* 本文は附箋に書かれている

印\*

主 「小島」 \*\*

丸朱印

〔二四一A〕【九八一二】**原告人陳述書**<sup>(注92)</sup>

候

貸金催促ノ訴御審問ニ付原告人ニ〔於テ〕左ニ申上

候

第一条

自分義ハOU藤藏ノ弟ニテ最初HT

友平ニ掛ル取引〔二〕付部理代人ノ委任ヲ

受ケ今般出訴ノ証書ヲ受取置

候事

右之通相違不申上候 已上

明治十年三月六日 OS 藤助 印

定約金請求之訴状

明治十年三月五日

廣島縣安藝國廣島鉄炮屋町  
五百四十三番邸

商 陸月 元吉

第九百七十六号

〔二四一B〕  
(記述なし)

〔二四二B〕

(記述なし)

〔二四二A〕【九九】【定約金請求】  
印\*

\*「横地安信」の丸朱印

該証書ハ第九百七十七号貸金催促証<sup>\*</sup>証拠ノ貳副<sup>\*\*</sup>〔二四三A〕

トシテ提供シタリ

彼ノ訴ニ照シテ之レ

ヲ視レバ該結約ノ義務者ハKB金平TS〔豊〕<sup>\*\*</sup>為三郎<sup>\*\*</sup>

兩名ニ在テ<sup>\*\*</sup> 傍点で削除

他ノ兩名ハ保証人タルニ過ズ且ツ

本年第九百七十七号訴ヲ受理セザル主旨トヲ以テ訴状却下候也

主 「粕屋」<sup>\*\*</sup><sup>\*</sup>

丸朱印

副 「山田」<sup>\*\*</sup><sup>\*</sup>

丸朱印

印\*

主 「粕屋」<sup>\*\*</sup><sup>\*</sup>  
副 「山田」<sup>\*\*</sup><sup>\*</sup>

丸朱印<sup>\*\*</sup><sup>\*</sup>  
丸朱印<sup>\*\*</sup><sup>\*</sup>

明治十年三月五日

貸金催促之訴状

明治十(一八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(二)

六八〇(二〇〇)

〔二四三A〕【一〇〇】【貸金催促】  
印\*

\*「横地安信」の丸朱印

代理人ノ結約シタルヨリ生スル権利及ビ義務ハ

皆本人ニ皈<sup>\*\*</sup>スル者トス因テ<sup>\*\*</sup> 「帰」に同じ

該訴ハ受理セズ訴状却下候事

印\*

（資 料）

修道法学 三七卷 二号

六七九（一九九）

廣島縣安藝國廣島鉄炮屋町

四百四十五番邸

五百四拾三番邸

農 望月 孝之助

商 陸月 元吉

第九百七十七号

第九百八十号  
（一四四B）

（一四三B）

（記述なし）

（記述なし）

【一四四A】【一〇一】【貸米請求】

【一四五A】【一〇一二】【原告代人申口】<sup>（注94）</sup>

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

\*欄外右側に墨書き

本訴証書ノ違約金ハ事実ノ損害ヨリ起原セシ者ニ  
無之上ハ明治九年司法省第八拾号布達<sup>（注93）</sup>ニ基キ  
元利ノ外償金請求ス可  
ラサル者トス因テ訴状却下候事

明治十年第九百八十号原告  
代人申口  
第一条  
本訴証書記載ノ違約金ノ儀被告ニ於  
テ元利米返弁致候上ハ実事他ニ損  
害ヲ受タルヨリ記載セシ者ニハ無之  
全ク結約堅固ナル為メヨリノ旨趣ニ  
相違無之候事

印\*

主 「松野」 \*\*

\*\* 丸朱印

副 「一色」 \*\*

\*\* 丸朱印

明治十年三月六日

明治十年三月五日

望月 孝之助 印

貸米請求之訴状

但 印形持来不候ニ付

廣島縣安藝國高田郡竹原村

飯二爪印仕候

〔一四五B〕

(記述なし)

〔一四六A〕 〔一〇二〕【貸米并ニ違約償金請求】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本訴証書ノ違約金ハ事実ノ損害ヨリ起源セシ者ニ  
無之上ハ明治九年司法省第八拾号布達<sup>(注95)</sup>ニ基キ元利  
ノ外償金請求ス可ラサル  
者トス因テ訴状却下候事

印\*

主「松野」\*\*

副「一色」\*\*

\*\*丸朱印

\*\*丸朱印

明治十年三月五日

貸米并ニ違約償金請求之訴状

廣島縣安藝國高田郡竹原村

四百四十五番邸

農 望月 孝之助

第九百八十号号

〔一四六B〕

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

(記述なし)

〔一四七A〕 〔一〇三〕【貸地券催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

貸地券(ハ何人ノ所有地ナルヤ)\*\*一通ノ外ハ\*\*  
原告ノ所有ニアラサル旨原告申立而シテ地券証ノ写シ  
掲載ナキヲ以テ何人ノ所有地ナルヤ〔知ルヘカラス〕\*\*  
知ス\*\*\*ヘカラズ故ニ受理及ヒガタシ訴状却下ス  
\*\*\*点で抹消  
\*\*\*「ル」の  
誤記か

印\*

主「一色」\*\*\*\*\*

フク「小島」\*\*\*\*\*

\*\*丸朱印

\*\*丸朱印

明治十年三月五日

貸地券催促ノ訴状

廣島縣安藝國高田郡

北村□□□□番邸

農 OD 要三郎

第九百七十五号

〔一四七B〕

六七八(二九八)

(記述なし)

但 訴訟入費ハ原告人ヨリ弁  
償受クヘシ

〔一四八A〕【二〇四】<sup>(注96)</sup>「訴状却下案」

十年三月三日却下\*

\* 欄外右側に朱書き

九年第三千六百七拾三号<sup>(注97)</sup>

七等判事 印\*\*

\*\*「横地安信」の丸朱印

主 十四等出仕 小島 範一郎 印

副 三級判事補 山田 熊雄 印

訴状却下案

訴訟入費出訴期限ハ裁判上ノ習

慣六ヶ月ヲ経過セハ採用セス然

ル処該訴ハ出訴期限(三十日余) \*\*\* 超過セシモ

\*\*\* カッコ内の語を挿入

ノニ付(明治六年第三百六十二号公布第一条二擬シ)<sup>(注98)</sup> \*\*\*\*

受理セス却下候事 \*\*\* カッコ内の文を挿入

但 訴訟入費ハ〔原〕被告人 \*\*\*\* へ弁償

スヘシ

\*\*\*\*\* 「原告人ヨリ弁償：」を「被

被告人へ 告人へ弁償：」に訂正した

左ノ旨趣ヲ以テ訴状却下候条

〔一四八B〕

答弁書モ下戻候事

〔二四九A〕【二〇五】<sup>(注99)</sup>「貸金催促」

印\*\*

\*\*「横地安信」の丸朱印

本訴第弍号書面被告名下ノ印影(□十藏) \*\*\* 分 \*\*\*

明ナラサルニ付証拠トスルヲ得ス因テ受理セス却

下候事

判読困難

印\*

主 「松野」 \*\*\*\*

副 「粕屋」 \*\*\*\*

\*\*\* 丸朱印

明治十年三月六日

貸金催促之追訴状

廣島縣安藝國高田郡

來女木村 \*\*\*\* 七百八十七番邸

農 秋田 武八郎

第九百九十八号

〔二四九B〕

讀みは「くる

めぎ村」現

「高宮町」



(記述なし)

(記述なし)

〔一五〇A〕〔一〇六〕【貸金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

該訴第一号明治九年七月四日付ノ証書タルヤ返済期限明

治十年十二月ト記シ有之処抹消ノ上原告自ラ本

年ト書改メ

自己ノ実印ヲ押捺シタル旨申立被告ハ承

認ノ証無之者ニ付受理難及候事

明治十年三月八日

印\*

主「山田」\*\*

副「松野」\*\*

\*\*丸朱印

\*\*丸朱印

明治十年三月七日

貸金催促ノ訴状

廣島縣安藝國廣嶋十日市町

□□□□番邸

商 N M 寅太郎

第千八号

〔一五〇B〕

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

六七六(二九六)

〔二五一A〕〔一〇六一〕【原告陳述書】<sup>(注)</sup>

貸金催促之訴御目安糺ニ付

左ニ申上候

該訴ノ内五拾円貸付証書

返済期限ノ処被告人ヨリハ明

治十年(十)\*二月限ト書載セ持参候

ニ付右様永々敷ハ貸付難キニ付

K B甚左衛門ナル者明治十年ノ文

字ヲ抹消シ候ニ付自分等本年

ト書改メ先方印形持入通不申ニ付

自分ノ実印抹消ノ際へ押捺

致置候事

〔二五一B〕

右之通り相違不申上候 以上

明治十年

廣島縣安藝國廣嶋十日市

三月八日

□□□□番邸

商 N M 寅太郎 印

\*「十」を丸朱で消し、

二個の角朱印を押捺

している。

〔資料〕

修道法字 三七卷 二号

六七五（一九五）

〔二五二A〕〔二〇七〕〔貸金催促〕

印\* 「横地安信」の丸朱印

該訴第一号第二号証共連借ノ証書ナルニ付K B

金平耳相手取ル筋無之ニ付受理セス却下候事

印\*

主 「小島」\*\*

副 「山田」\*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年三月七日

貸金催促之訴

廣島縣安藝國廣島鉄炮屋町

五百四十三番邸

商 睦月 元吉

第千貳十号

〔二五二B〕

（記述なし）

〔二五三A〕〔二〇八〕〔地所書入貸金条約不履行〕

印\* 「横地安信」の丸朱印

該訴第五号定約証印稅

（注）  
反則ニ付

却下候事 印\*

明治十年

三月九日 印\*\*

主 「山田」\*\*

副 「ナシ」

\*\* 「小島」の丸朱印  
副の下に印影する代わりか  
\*\*\* 丸朱印

明治十年三月八日

地所書入貸金条約不履行訴狀

廣島縣安藝國高田郡

上根村\*\*\* □□□□番邸 \*\*\* 現「八千代町」

農 UH 治平

全縣全國全郡全村□□□□番邸

同 TK 千尋

第千貳十四号

〔二五三B〕

（記述なし）

〔二五四A〕〔二〇九〕〔貸地定約証請求〕

印\* 「横地安信」の丸朱印

地券証ヲ所持スルト雖トモ一筆限帳<sup>ヒシムゼキカリヒトウ</sup>写ヲ差出サレバ訴フ  
ル所何レノ地ナルヲ証明スルヲ得ズ因テ受理セズ訴  
状却下候也

印\*

主 「粕屋」 \*\* 丸朱印  
副 「山田」 \*\* 丸朱印

ハ  
看做ガタシ因テ受理  
セス訴状却下ス

印\*

主 「一色」 \*\* 丸朱印  
副 「小島」 \*\* 丸朱印

明治十年三月十日

明治十年三月十日

貸地定約証請求訴状

立戻米催促ノ訴状

廣島縣安藝國高田郡

廣島縣安藝國賀茂郡寺家村

川根村 \*\* 番邸

\*\*\* 現 「高宮町」

農 MY 利忠太

農 KK 友右衛門

同縣同國同郡同村

第十六十巻号

同 TS 藤三郎

(一五四B)

同縣同國同郡同村

(記述なし)

同 DI 新助

(一五五A) 【一〇】 立戻米催促

第一千五十九号

印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

(一五五B)

該訴ノ証書名宛テ代理中ト記載アルハ一村ノ代理ナル旨

(記述なし)

原告申立ルモ委任ヲ受ケタル証ナキニ付代理中トハ原告人ナリト

明治十(一八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(二)

六七四(二九四)

〔一五六A〕〔一一一〕【**訴答書却下案伺**】<sup>〔注地〕</sup>

明治十年第四百拾六号\*

七等判事 印\*\*

\* 朱書き

\*\* 「横地安信」の丸朱印

主 十三等出仕 松野 節夫 印

副 四級判事 一色 小十郎 印

訴答書却下案伺

本訴証書ハSN秀太郎ヨリKD五三太外貳名ニ対

シタル結約ナルニ右五三太ヲ閣<sup>さしお</sup>キ残ル貳名ノ專断

ニ出タル〔出〕\*\*訴訟ナリ且右秀四郎所在分明ナラサル<sup>と</sup>迎

曾テ証人ナリシOT幸雄耳ヲ被告トスルハ彼\*\*\*カッコ内抹消

是其当ヲ得サル者ニ付難及裁判訴状却下候

事

但 訴訟入費ハ被告人ヘ弁償スヘシ

右 被告人

〔一五六B〕

該件別紙ノ通訴状原告人ヘ却下候条答書

擯斥候事

但 訴訟入費ハ規則ノ通原告人ヨリ弁償ヲ

受クヘシ

右 被告人

〔一五七A〕〔一一一〕【**原告人陳述書**】<sup>〔注地〕</sup>

明治十年第四百拾六号

地所書入証返却違約ノ訴〔答〕\*

御審問ヲ受原告人左ニ申

上候

第一条 該件出訴ノ時ハSN秀

四郎儀ハ所在不明ニ付同人ハ相省

キOT幸雄ヲ被告仕タル儀ニ御座候事

第二条 該証書ハ調整ノ時ハ被告

人ハ全人申立ル通証人ノ肩書有之

候所其後協議ヲ以右秀四郎同様ノ

義務相尺候事ニ申合則証人ノ

文字削除仕候事

〔一五七B〕

第三条 前条之次第二付秀四郎

全一ノ義務アル幸雄ナルヲ以出訴ノ

節ハ生憎秀四郎行衛不相分ニ付右

幸雄ヲ被告ト仕候事

第四条 証書名宛ハ三名ナレトモ内

KD五三太儀ハ檻倉\*人ノ者ニ付全人

ハ閣キ残ル式名自分共原告仕候事

右之通相違相違不申上候 已上

\* 牢屋。獄屋。

明治十年二月十二日

大島 精意知印

田坂 唐紀彦印

テ右様ノ儀一切究諾仕タル取無之候事

\* 覚に同じ

右之通相違不申上候 已上

明治十年二月十二日 O T 幸雄印

〔一五八A〕〔一一一三〕【被告人陳述書】<sup>(注四)</sup>

明治十年第四百四拾六号

地所書入証返却違約之訴答御審問  
ヲ受被告人左ニ申上候

第一条 該訴記載ノ証書ハ兼而

答書ニ申上候通自分及証人ノ義

務有之トモ結約本人S N秀四郎〔テ〕

アル上ハ自分被告トナルヘキ筋無

之処ト相心得候事

第二条 前条証書ハ自分名前前

答書ニ証人ノ文字当初記載

有之候ニ相違無之然ルニ方今右

証人ノ式字削除シ甚了解不仕

〔一五八B〕

候事

第三条 該証書原告人ニ於テハ

証人ノ文字ハ已後原被協議ノ上

取除タル旨申立候ヘトモ自分ニ於

〔一五九A〕〔一一二〕【貸金催促】  
印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

証書宛名ヲ記載シタルヲ奥書シタル

副戸長ニ於テ之レガ証印ヲ

捺シタレドモ証書渡シ主ニ於テ承認シタルノ

証左無ケレハ受理

シ難シ因テ訴状却下候也

印\*

主 「粕屋」 \*\*

副 「松野」 \*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年三月十三日

貸金催促ノ訴状

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

六七二(一九二)

（資 料）

修道法学 三七卷 二号

六七二（一九一）

廣島縣安藝國安藝郡  
大須賀村千百八十三番邸

廣島縣安藝國廣島研屋町  
三百五番邸

農 奥本 數奇男

平民 岡 謙藏

第一千百十号

第七十七号

〔二五九B〕

〔二六〇B〕

（記述なし）

（記述なし）

〔二六〇A〕〔二一三〕【地券證請求】

〔二六一A〕〔二一四〕【地券證請求】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

該件証書村役人ノ印章并村役場帖簿ト

該件証書村役場帖簿ト割印アリ并村役人

割印有之ヲ以押印無之売主ニ対シ

受人ノ印章有之ヲ以押印無之売主ニ対シ

地券證書替ヲ請求スルト雖モ民事上

地券證書替ヲ請求スルト雖モ（本人ノ印章無之

受理難及訴状却下

テ）\*\*民事上受理難及

\*\*カッコ内傍点で抹消

候事

訴状却下候事

印\*

印\*

明治十年三月十五日

明治十年三月十五日

主「山田」\*\*

\*\*丸朱印

主「山田」\*\*\*

\*\*\*丸朱印

副「松野」\*\*

\*\*丸朱印

副「松野」\*\*\*

\*\*\*丸朱印

明治十年三月十二日

明治十年三月十二日

地券證請求ノ訴状

地券證請求ノ訴状

廣島縣安藝國廣島研屋町  
三百五番邸

平民 岡 謙藏

第七十七十六号

〔二六一B〕

(記述なし)

農 武田 周助  
第千二百十九号

〔二六二B〕

(記述なし)

〔二六二A〕 〔二一五〕 〔田地出入済口米請求〕

印\*

該訴ハ名実相反スル耳ナラズ該証書ハ原告人ノ手ニ存ス  
ベキノ謂ハレ無キ者トス因テ  
受理セズ訴状却下候也

\*「横地安信」の丸朱印

印\*

主 「粕屋」 \*\*

副 「山田」 \*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年三月十四日

田地出入済口米請求ノ訴状

廣島縣備後國世羅郡

上徳良村百四十六番邸

〔二六三〕 〔二一六〕 〔貸金催促〕

印\*

該訴印税犯則ニ付却下候事

〔注頭〕

明治十年三月十五日

主 「山田」 \*\*

副 「一色」 \*\*

\*「横地安信」の丸朱印

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年三月十四日

貸金催促之訴状

廣島縣安藝國廣島

西裏町□□□□番邸

士族 YH 岩之介

第千二百二十貳号

〔二六三B〕

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

六七〇(二九〇)

（記述なし）

〔二六五A〕〔二一八〕【貸金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

〔二六四A〕〔二一七〕【貸金催促訴追】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

原告本人ヨリノ代人届書ト戸長奥書ニ繼印ナキ耳  
ナラス月日ノ相違モ有之甚タ代人届ノ式ヲ得サ  
ルニ付受理セス却下候事

印\*

明治十年三月十四日

貸金催促之訴状

主 「小島」 \*\*  
副 「松野」 \*\*  
丸朱印

廣島縣

明治十年三月十四日

貸金催促訴追訴状

廣島縣

安藝国廣島袋町

九百五十七番邸

農 原 他人之介

第一千四百四十号

〔二六四B〕

（記述なし）

負債主異ナル二通ノ証書ヲ併セテ一件トナシ訴  
出ルモノニ付受理セス該訴状却下候事

印\*

\*\* 丸朱印

主 「一色」 \*\*

副 「小島」 \*\*

\*\* 丸朱印

明治十年三月十四日

貸金催促之訴状

廣島縣

安藝国廣島西地方町

千三百四拾貳番邸

商 岩井 勘三郎

第一千百貳十三号

〔二六五B〕

（記述なし）

〔二六六A〕〔二一九〕【貸金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印



該証書名宛ニ（SM順平殿）ト有之次ニ

（取次T.J吉兵衛殿）ト有之

ニ付吉兵衛ハ金主ニ非ラス取次人ト信認ス仍テ  
別ニ金主タル証左

無之上ハ受理セス却下候事

印\*

主 「小島」 \*\*

副 「松野」 \*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年三月十四日

貸金催促之訴状

廣島縣安藝國廣島四丁目

□□□番邸

商 T.J吉兵衛

第千三百三十六号

〔二六六B〕

（記述なし）

本訴原告代人ハ証書中被告千助ノ受人ナレバ（リ然ラハ

原告ニ対シ其義務ヲ尽スヘキ筈ナルヲ却テ）\*\*

\*\* カッコ内傍点で削除

原告代人トナルハ（リ被告人ヲ督促スル筋無之旨ニ付）\*\*

\*\* カッコ内傍点で削除

不都合ナリトス因テ受理セス

訴状却下候事

主 「松野」 \*\*\*\*

明治十年三月十四日

貸金催促訴状

廣島縣備後國

世羅郡上徳良村

百四十六番邸

農 武田周助

第千三百三十号

〔二六七B〕

（記述なし）

〔二六七A〕【二二〇】【貸米催促】

印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

〔二六八A〕【二二一】【地券証名前換請求】

明治十（一八七七）年「却下文書」（民第二五號ノ一）について（二）

六六八（二八八）

ハ資料

修道法学 三七卷 二号

六六七(二八七)

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

難解仍テ後見人ヨリ更ニ可訴出該訴ハ

\*\* カッコ内棒線で抹消

本訴第貳号証書ハ米石貸借シタル者ニシテ既ニ返米期限

〔筋ナキニ付受理セス〕\*\*

\*\* カッコ内棒線で抹消

過去シ書面ヲ以テ地券名前書換ヲ請求スル理由ナキ者ニ

却下候事

付受理セス却下候事

印\*

\*\* 丸朱印

主 「小島」\*\*\*

\*\*\* 丸主印

主 「松野」\*\*

\*\* 丸朱印

副 「山田」\*\*\*

\*\*\* 丸朱印

副 「一色」\*\*

明治十年三月十五日

貸金催促之訴状

地券証名前換請求之訴状

廣島縣

廣島縣安藝国安藝郡本浦

安藝国廣島塩屋町

〇〇〇〇番邸

〇〇〇〇番邸

農 NN 武右衛門

NT 保次郎

第一千五百五十七号

第一千五百五十五号

(一六八B)

(一六九B)

(記述なし)

(記述なし)

【一六九A】【一二二二】【貸金催促】

【一七〇A】【一二二二二】【原告人陳述書】<sup>(注16)</sup>

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

原告人未タ成童ニ至ラサルニ付自ラ原告タルモ事理

貸金催促ノ訴御審問ニ付原告人左ニ申上候

第一条

自分ハ十二歳ニ候処後見人病氣ニ付IT  
徳藏ヲ差添ヘ訴出テ候事

第二条

自分者両親共有之候事  
右之通相違不申上候 以上

明治十年三月十六日 永田 保次郎 印

〔一七〇B〕  
(記述なし)

〔一七一A〕 〔一二三〕【取替金催促】  
印\*

\*「横地安信」の丸朱印

該訴第一号ハ被告数名連借証書ナル処  
原告人ヨリ被告数名ノ負債  
ヲ一己ニ払ヒ入レタル上ハ第一号証ハ既ニ  
義務ヲ終ヘタル証書ニ付  
縦令ID他人弥ノ  
受取書ヲ原告人所有スト雖モ被告人ニ掛リ

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

六六六(一八六)

取替金請求スル

権利ナシ仍テ受理セス却下候事

印\*

主 「小島」\*\*  
副 「山田」\*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

明治十年三月十五日  
取替金催促之訴状

廣島縣安藝国廣島六町目  
千貳百九拾壹番邸  
土族 久野 勝男  
第千六百六十五号  
〔一七一B〕  
(記述なし)

〔一七二A〕 〔一二四〕【貸金催促】  
印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本訴証書取次ノ明記アルトモ果(シ)テ  
原告HN信吉郎ヨリ借受タル金円  
ナルコト被告許容ノ憑証無之上ハ受理セス却下候事

〈資料〉

印\*

主 「松野」\*\*

\*\* 丸朱印

副 「一色」\*\*

\*\* 丸朱印

明治十年三月十五日

貸金催促ノ訴訟

廣島縣安藝国沼田郡楠木村

五十壱番邸

士族 久野 信吉郎

第一千五百五十六号

(一七二B)

(記述なし)

【本号分(2)了】

七 注 の 部 (2)

(注40) 「証券印税規則」明治七年太政官布告第八十一号(七月二十九日

輪郭附)〔法令全書 明治七年〕六九頁以下を参照。

(注41) 半葉二行黒野紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。なお、

修道法学 三七卷 二号

六六五(一八五)

本葉(五九A・B)は、【四八一】として(六一B)の次に移動させた。

(注42) 「代人規則」(太政官布告第二百十五号(六月十八日)(布)〔法令

全書 明治六年〕三三〇頁。第三条に、「凡ソ代人ハ心術正実ニシテ二十一歳以上ノ者ヲ撰ムベシ」(漢字は常用漢字に直した)と規定している。(なお、本条は条文全体に傍点が附されている)。後に改正されて、「満二十歳以上ノ者」とされた(明治九年第四十四号布告)。

(注43) 半葉二行黒野紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

次葉(六三A)【四九】第六六六号を参照。

(注44) 半葉二行黒野紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注45) 明治七年太政官布告第二十七号(三月四日 輪郭附)〔法令全書

明治七年〕二六頁)は、

「預金穀ハ其証書中ニ封印ノ俣預置候歟或ハ預リ中融通使用ヲ為サ、ルノ明文ナキ分ハ 出訴候トモ本年五月一日ヨリ以後ノ貸金同様ニ裁判可致候条此旨布告候事」

と規定している。なお、欄外上部に「十年第十二号布告参看」の注記がある。(注47)を参照。

(注46) 明治五年太政官布告第三百七十七号(十月二十二日)(布)〔法令全書 明治五年〕二二六頁)は、「平民相互ノ金穀貸借慶応三丁卯十二月晦日以前ニ掛ル者ハ一般裁判ニ不及明治元年戊辰正月元日以後ノ分ハ裁判ニ及候事」と規定している。なお、欄外上部に「六年太政官第九号参看」の注記がある。

因みに、「六年太政官第九号」（二月十三日）（布）（『法令全書 明治六年』一二頁）は、「昨壬申歲第三百十七号平民相互金穀借貸慶応二年丁卯十二月晦日以前二係ル者一切不及裁判旨及布告候処動産（金銀衣服家什等ノ搬運スヘキ物ヲ云フ）不動産（土地家屋等ノ搬運スヘカラサル物ヲ云フ）ヲ質物ニ取候分ハ右期日以前二係ルト雖モ取上及裁判候条此旨相違候事」と定め（括弧内は本文では二行の割注の形になつてゐる）、欄外上部には、「七年第七十六号布告參看」の注記がある（慶応二年とあるのは、同三年の誤り）。

その「明治七年太政官布告第七十六号」（七月十四日 輪郭附）（『法令全書 明治七年』六八頁）は、以下のように規定している。

「明治六年一月第十八号布告地所質入書人規則左之通増補候条此旨布告候事

地所質入書人規則増補

第十六条

一従前取結ヒタル質入書人ノ約定ニテ明治六年七月三十一日目前二期限ヲ過去リタル分ニテ借主ニ於テ貸金返済方ニ付延期ノ勘弁ヲ加フル者ハ来十月三十一日迄ニ其地所所管ノ戸長役場へ届出、地所質入書人規則第九条ニ準シ奥書割印ヲ受クヘシ若シ右日限内奥書割印ヲ受ケスシテ後日其証書ヲ以テ訴訟ニ及フ時ハ質入書人ノ証拠ニハ相立サルニ付裁判上糶売分配ノ時ハ先取ノ権利ヲ失ヒ質入書人ナキ貸借同様ノ処分ニ及フヘキ事」

明治十年太政官布告第十二号（二月二十九日 輪郭附）（『法令全書

明治十年』一二頁）は、

「預ケ金穀ノ訴訟ハ其証書中ニ封印ノ俣預リ置候歟或ハ預リ中融通使用ヲ為サ、ル明文アルモノハ年数ニ拘ハラズ受理スヘキ成規ニ候処自今貳拾年以前二係ルモノハ一切裁判不及候条此旨布告候事」と規定してゐる。

（注48）

（注46）を参照。本文では寧ろ「第二百十七号」と読めるが、『法令全書 明治五年』の該箇所は、本文と関係が無いと考えられる。なお、訴状に同じ日の日付が二箇所にあるところから、本件は、訴状受理の日に却下されたと考えられる。

（注49）

明治六年太政官布告第二百二十号（六月二十三日）（布）（『法令全書 明治六年』三〇三頁）は、以下のように規定している。

「本年第九十六号公布ノ儀ハ取消シ更ニ左ノ通改正候条此旨相違候事

金銀貸借其他私用ノ証書類へ官名ヲ記載シ或ハ官名ヲ刻シタル印章ヲ相用候儀ハ固ヨリ有之間敷事ニ候得共間ニハ誤用候者モ有之哉ノ趣不都合ノ事ニ候条屹度令禁止候事」

（注50）

明治九年司法省布達甲第一号（二月二十二日 輪郭附）（『法令全書 明治九年』一三五頁以下）は、「代官人規則」で全一五箇条より成る。

「○甲第一号

今般代官人規則別紙ノ通相設ケ候条来ル四月一日ヨリ以後ハ右規則通り免許ヲ経サル者へ代言相頼候儀不相成候条此旨布達候事

明治十（一八七七）年『却下文書』（民第二五號ノ一）について（二）

六六四（一八四）

但四月一日以後代言人無之日本人疾病事故ニテ不得已場合ニ於テハ其至親(父子兄弟又ハ叔姪)ノ内之ニ代ルヲ得ヘク若シ至親無之者ハ区戸長ノ証書ヲ以テ相当ノ代人ヲ出ス亦不苦」として、別紙に「代言人規則」を掲げている。

(注51) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注52) 半葉二行藍罫紙、一葉中央下部に「廣島縣裁判所」の印刷がある。

(注53) 『訴状受取録 明治九年』(民第六号ノ三)の記録には、

「九月廿日 原 賀茂郡□□村  
二千七百四拾八 養育米催促訴 T M モト

十年二月十七日

掛川北 副一色 ○ 却下 被 同郡同村

U H 稷造

とあり、欄外上部に「第二五〇一」の朱書きがある。「第二五〇一」は、本『却下文書』の簿冊番号と一致するので、本件の記録と考えられる。なお、川北は途中で粕屋に交替したようである。

(注54) 半葉二行藍罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注55) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある(八七

「B」まで)。

(注56) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注57) (注56)の用紙の「B」一面を使用している。

(注58) 半葉二行藍罫紙、一葉中央下部に「廣島縣裁判所」の印刷がある。

(注59) 半葉二行藍罫紙、一葉中央下部に「廣島縣裁判所」の印刷がある。

(注60) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷

(注61) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)の記録によると、

「九月廿七日 原 世羅郡上野山村

第二千八百十四 頼母子返掛米催促訴 M N 惣助 外巻名

○十年二月十七日却下 被 同郡志歩村

掛山田 副川北 同二月廿二日控訴届 K J 六郎次

とあり、欄外上部に「第二五〇一」の朱書きと、「○」印、「山田」の丸朱印がある。「第二五〇一」は、本『却下文書』の簿冊番号と一致するので、本件の記録と考えられる。なお、控訴審の判決は調査中。

(注62) (注46)を参照。

(注63) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注64) 半葉二行藍罫紙、一葉中央下部に「廣島縣裁判所」の印刷がある。

(注65) 半葉二行藍罫紙、一葉中央下部に「廣島縣裁判所」の印刷がある。

(注66) 半葉二行藍罫紙、一葉中央下部に「廣島縣裁判所」の印刷がある。

(注67) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注68) 半葉二行藍罫紙、一葉中央下部に「廣島縣裁判所」の印刷がある。

(注69) 半葉二行藍罫紙、一葉中央下部に「廣島縣裁判所」の印刷がある。

(注70) 半葉二行藍罫紙、一葉中央下部に「廣島縣裁判所」の印刷がある。

(注71) いわゆる「代言人規則」である。(注50)を参照。

(注72) (注71)を参照。

(注73) (注71)を参照。

(注74) (注40)を参照。

(注75) 目次では、本件は第七六八号の次にあるが、実際は第七四七号の次に編綴されている。本稿では簿冊本体の編綴に合わせた。

(注76) (注71) を参照。

(注77) (注71) を参照。

(注78) 本稿(一)(注32)を参照。

(注79) 半葉二二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注80) (注40) を参照。

(注81) (注46) を参照。

(注82) 半葉二二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注83) 半葉二二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注84) (注40) を参照。

(注85) 半葉二二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注86) (注40) を参照。

(注87) 半葉二二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注88) (注46) を参照。

(注89) 明治八年太政官布告第九十三号(五月二十四日 輪郭附) (『法令全書 明治八年』一〇六頁以下) は、「今般大審院並ニ上等裁判所ヲ被置候ニ付控訴上告手續別冊ノ通相定候条此旨布告候事」として「控訴上告手續」を定めた。控訴についての規定は、以下の通り(特に第五條参照)。

### 第一章 控訴ノ事

第一条 凡ソ府県裁判所ノ初審ニ服セスノ、再ヒ上等裁判所ニ訴

(注91)

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

ハ、覆審ヲ求ムル者、之ヲ控訴ト云

第二条 控訴ハ、民事ニ止マリ、刑事ニ及ハス

第三条 控訴ハ、一タヒスルコトヲ得、再タヒスルコトヲ得ス

第四条 府県裁判所ニ於テ裁判ノ言渡ヲ為シタル時、原告被告ノ双方、又ハ一方ノ者、其裁判ニ不服ナル時ハ、裁判言渡ヨリ第七日マテニ(裁判言渡ノ翌日ヨリ数フ)裁判言渡ノ事理ヲ熟考シ、ソノ翌日ニ至リ、控訴スルコトヲ得ヘシ、但シ訴訟ノ案件、商事ニ係リ、急速ニ控訴スルコトヲ要スルノ場合ニ於テハ、七日内ト雖モ控訴スルコトヲ得

第五条 府県裁判所ノ裁判言渡ヨリ三箇月(三十日ヲ以テ一月トス)ヲ過ルトキハ、控訴スルコトヲ許サス、但シ府県裁判所ヨリ

上等裁判所ニ至ルノ距離八里ヨリ遠キトキハ、期限三箇月ノ外、八里毎ニ一日ノ猶予ヲ増スヘシ

第六条 控訴ヲ為ス者ハ、其初審ヲ受ケタル府県裁判所ニ届ケ出

ツ可シ、但シ添翰ヲ乞フニ及ハス

第七条 前条ノ届ヲ受ケ取りタル府県裁判所ハ、裁判言渡ノ執行ヲ停止ス可シ、若シ、上等裁判所ノ請求アル時ハ、府県裁判所ニ於テノ訴状答書口書裁判見込等ヲ差出ス可シ

第八条 上等裁判所ニ捧クルノ訴状ハ、訴答文例ニ照準スヘシ

(注90)

本件ノ判決文は、附箋に四行にわたつて書かれ、四行目の下部に主副担当官の丸朱印が押され、訴状に貼り付けてある。

部理代人について、明治六年太政官布告第二百十五号(六月十八

六六二(一八二)

目) (布) (法令全書 明治六年) 三〇〇頁) は、  
「人民一般商業及ヒ其他ノ事ニ因リ代人ヲ以テ契約取引等致シ候規則  
別紙ノ通被定候条此旨相違候事」として、「代人規則」を定めてい  
る。

第一条 凡ソ何人ニ限ラス己レノ名義ヲ以テ他人ヲシテ其事ヲ代  
理セシムルノ権アルヘシ

但シ本人幼年等ニシテ其事理ヲ弁シ難キ時ハ其後見人及ヒ親族ノ  
者協議ノ上代人ヲ任スルヲ得ヘシ

(中略)

第四条 代人ハ総理代人部理代人ノ別アリ総理代人ハ其本人身上  
諸般ノ事務ヲ代理スル者ニシテ部理代人ハ特ニ其委任スル部内ノ  
事務ヲ代理スル者トス

(以下略)

(注 92) 半葉一二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注 93) 明治九年司法省達第八十号 (十一月二十二日 輪郭附) (法令全書

明治九年) 一四〇八頁) は、以下のように規定している。

「 大審院

上等裁判所

地方裁判所

凡ソ償金ハ事実ノ損害ノ点アルニ原ク者ナルヲ以テ若シ損害ト相ヒ  
干サス或ハ之レニ超過スル者アラハ之レヲ原因ナキノ償金ト謂フナ  
リ抑モ無源因ノ義務ハ義務者ニ於テ負担スヘキノ責無之ハ一般ノ法

理ナルヲ以テ無源因ノ償金ハ素ヨリ賠償ノ限りニ在ラス故ニ証書面  
等何程ノ償金或ハ違約金ヲ差出ス可キ事ヲ掲ケタルモ詳カニ損害ノ  
事実ヲ取糺シ若シ得ヘキ利益ト失ウタル損害之レナキ時ハ裁判上無  
効ノモノタル可事

但シ罰金料金ト掲ケル者其事実果シテ償金ニ非スシテ罰責ノ料金  
ナラシメハ人民相互ニ罰金ヲ課スルノ理由無之ニ付素ヨリ無効ノモ  
ノタル可キ事

右各々心得モ可有之候得共為念此旨相違候事」

もつとも、上部欄外の注記によると、「達第八十一号達ヲ以テ文中正  
誤十年司法省丁第六十九号達ヲ以テ消滅ト心得シム」とあり、第八十  
一号達には、「本年当省第八十号文中(事実ノ損害)ノ(可ヘ  
キ)ノ(ハ)ハ愆字ニ候条此旨相違候事」と訂正を通知している(な  
お、上記「愆(けん)は「あやまる、あやまち(過失)」「簡野『増  
補』字源」)。

因みに、明治十年司法省丁第六十九号達 (九月十五日) (法令全書  
明治十年) 九三五頁) は、以下のように規定している。

「 大審院

諸裁判所

今般第六十六号公布ヲ以テ利息制限法被定候ニ付テハ明治九年  
当省達第八十号ヲ以テ相違置候趣ハ自ら消滅セシムト心得可ク  
此旨相違候事。本達しの中にある、「第六十六号公布」は「太  
政官布告第六十六号 (九月十一日 輪郭附) 利息制限法 (法令全



書 明治十年「六三」六四頁」を指す。

(注94) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注95) (注93)を参照。

(注96) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注97) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)によると、

「十二月十九日

三千六百七拾三 訴訟入費請求

原 奴可郡中野村農  
Y S 利作

十年三月三日 却下

掛小島 副山田

被 惠蘇郡新布村農  
S N 淳之

とあり、欄外上部に「第二五ノ二」の朱書きがある(当事者の名前の部分は破損しているが、本簿冊目次より復元した)。

「第三五ノ二」は、本書『却下文書』の簿冊番号と一致する。

(注98) 本稿(一)(注33)参照。明治六年太政官布告第三百六十二号(十

一月五日)(布)〔法令全書 明治六年〕五六七頁以下)は、いわゆる「出訴期限規則」である。

第一条には、以下のように、六箇月限りの権利を列挙している。

- 一 学芸ノ授業料
- 一 旅籠料
- 一 運送賃
- 一 飲食料
- 一 手附金
- 一 商人互の売掛金
- 一 職人ノ手間代金
- 一 日雇人ノ給料
- 一 請負金
- 一 芝居等ノ木戸錢又ハ棧敷錢等
- 一 男女芸者ノ揚代金

(注99) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注100) (注40)を参照。

(注101) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注102) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注103) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注104) (注40)を参照。

(注105) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

六六〇(一八〇)

八 目次の部（2）

『明治十年 却下文書』（民第二五号ノ一） 廣島地方裁判所民事部

目次（その二）

番号	年度・番号	訴名	訴状受理日	裁判日	担当	目次欄の原告	目次欄の被告	備考（訴状記載上の原告等）
49	六六六	売掛代金淹滞	十年二月九日		主 粕屋 副 山田	S M 楨次郎 (貞)	H S 光助	原告 土榎並直三郎
48	六六五	預ケ金催促	十年二月九日		主 粕屋 副 山田	M 富士	O S 甚六	原告 代人工松井熊之助
47	六六〇	貸金催促	十年二月九日		主 一色 副 松野	士 K K 辰一	H 團吉	
46	六六九	貸金催促	十年二月九日		主 粕屋 副 山田	T O 良三	Y I 米兵衛 外二名	原告 商福川與助
45	三六八	売掛代金催促	十年一月廿四日	二月六日	主 山田 副 一色	商 K S 左右祐	K K 常右衛門	
44	五四七	預ケ米催促	十年二月二日	二月五日	主 一色 副 山田	M Y 忠八郎	Y M 喜助	原告 僧美濃白雲
43	五五〇	貸金催促	十年二月三日		主 粕屋 副 松野	商 T H 幸吉	K S 平之助	
42	五六一	貸米催促	十年二月三日		主 粕屋 副 一色	S D 丈次郎	T S 直平	原告 農丹治源九郎
41	五五九	山地売払代金淹滞	十年二月三日		主 一色 副 山田	M U 柳平	S S K 太八	原告 商陸月元吉

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50
六九六	六九五	六一二	六一三	五九八	六〇〇	六〇三	六三〇	六三七	六七六	六七七	六七二
貸金催促	証書々換催促	貸米并催促入費	貸米并催促入費	地券(証)請求	地券証名前書替	貸米催促	貸米催促	預ケ麦取戻シ	貸金催促	地券書入証取戻	貸金催促
十年二月 一二日	十年二月 一二日	十年二月 七日	十年二月 七日	十年二月 六日	十年二月 六日	十年二月 七日	十年二月 八日	十年二月 八日	十年二月 九日	十年二月 九日	十年二月 九日
	十年二月 一二日					十年二月 七日					
副 松野	主 一色	副 粕屋	主 一色	副 一色	主 粕屋	副 一色	主 山田	副 山田	主 一色	副 松野	主 粕屋
農 NK 貞	NO 登三郎	YG 雄四郎	YG 雄四郎	HM 養九郎	YK 嘉助	KT 彦三郎	YG 嘉平	SSK 儀右衛門	SD 伊助	MM 嘉藤次	Ch 幾太郎
MS 松太郎	MZ 耿平	AG 楨助	UM 元八	IH 文平 外一名	HK 之三郎	ST 定三郎 外一名	NO 八十助	MTG 良夫	ST 保造	KS B 是衛 外五名	AS 退藏
	原告 士青木研造	原告 商沖田武七	原告 商沖田武七	原告 農小山卯平	原告 商白尾清太郎	原告 農加藤周次郎	原告 商堀江豊八郎	原告 商木村米助	原告 士岡野林藏	原告 代人士船越休一 二月十日原告 代人(ヨリ陳述書)	原告 農高橋新四郎

70	69	68	67	66	65	64	63	62
七 七 二	七 七 三	十 年 七 七 四	九 年 二 八 一 四	九 年 二 七 四 八	七 〇 六	七 〇 七	七 〇 五	七 〇 四
売掛代金催促	貸金催促	貸金催促	頼母子返掛米	養育米催促	貸金催促	預ケ金淹滞催促	売掛代金催促	貸米催促
十年二月 一七日	十年二月 一七日	十年二月 一七日	九年九月 廿七日* 十年二月 一七日*	九年九月 廿日 十年二月 一七日	十年二月 一二日	十年二月 一二日	十年二月 一二日	十年二月 一二日
副主 山松 野田	副主 山松 野田	副主 山松 野田	主 山田 副 川北*	主 粕屋* 副 一色	主 粕屋 副 山田	主 粕屋 副 山田	主 粕屋 副 山田	主 粕屋 副 山田
OS 佐兵衛	SSK 七兵衛	SSK 金十郎	農 MN 惣助 外一名 (原告兼代人) KT 楨次郎 MS 勝三郎	農 TM モト	KM 信夫	KM 信夫	SSK 捨吉	SSK 捨吉
YS 友十郎	SSK 市助	MK 佐誓	KJ 六郎次 (良二)	農 NT 亀助**	NI 幸次郎	KG 卯一郎	KY 新太郎	OI 七五郎
原告 商 佐々木 始次郎	原告 商 佐々木 始次郎	原告 商 佐々木 辰次郎	*『訴状受取録』の記事で補った。 (注61)を参照 原告申口に、MS 勝三郎 引合人 僧 MR 円超	**『訴状受取録』では、 「川北」二色 原告引合人 SD 源五郎 被告側 UB 稷造 KH 雪右衛門 UB ヨウ 被告代人 新田 亀助	原告 士 高木 尉太郎	原告 士 高木 尉太郎	原告 士 三木盛之助 二月十三日 原告代人(ヨリ陳述書)	原告 士 三木盛之助 二月十三日 原告代人(ヨリ陳述書)

82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71
八四二	八三四	八二〇	八二九	八〇七	二六一	七九四	七八五	七六七	七四七	六四七	七六八
貸金催促	貸米催促	米員取戻し	地券書換請求	貸金催促	貸金催促	貸金催促	貸金催促	貸金催促	地券状名前書換請求	貸金催促	貸金催促
十年二月 廿二日	十年二月 廿日	十年二月 廿一日	十年二月 廿一日	十年二月 廿日	十年一月 一七日	十年二月 一九日	十年二月 一九日	十年二月 一七日	十年二月 一六日	十年二月 八日	十年二月 一七日
					十年二月 廿二日						
副 主 粕屋 一色	副 主 粕屋 松野	副 主 山田 一色	副 主 粕屋 一色	副 主 粕屋 一色	副 主 山田 一色	副 主 松野 一色	副 主 粕屋 一色	副 主 粕屋 一色	副 主 松野 一色	副 主 山田 一色	副 主 粕屋 一色
農 O D 淳三郎	M B 仙助	農 U S 惣四郎	S K 久夫	商 K U 元助	商 T O 貞助	農 N K 齐	農 N G 内藏之助 (輔)	商 K N 七兵衛	F W 亀吉	Y M 兵次郎	商 K N 七兵衛
I U 太郎右衛門	A D 幾平	K G 三右衛門	O Z 隆之助	K 金藏	Y N 勝男	N M 理一郎 外三名	I D 徳五郎	外一名 M S 金一郎	O H 眞一郎	K S 卯三郎	T K 源平 外一名
	原告 商 三室 林造		原告 平 代言人 岡 謙藏	二月二日 原告 (ヨリ陳述書)		原告 農 西川 貞			原告 農 桑本 善太郎	原告 商 今村 保治郎	

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

六五六(二七六)

94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83
九五四	九四三	九三四	九三五	八八一	八九八	八九六	八九四	八八〇	八七五	八六五	八四九
請負金催促	売掛代金催促	取替金催促	確証請求	貸金催促	預ケ金催促	証書取戻し	請負金催促	預ケ金催促	譲受地々券名前書 換請求	月賦金請求	預金催促
十年三月 二日	十年三月 一日	十年三月 一日	十年三月 一日	十年二月 廿四日	十年二月 廿六日	十年二月 廿六日	十年二月 廿六日	十年二月 廿四日	十年二月 廿四日	十年二月 廿二日	十年二月 廿二日
副主 一色 柏屋	副主 山田 小島	副主 一色 柏屋	副主 一色 柏屋	副主 山田 松野	副主 一色 松野	副主 一色 松野	副主 山田 松野	副主 山田 松野	副主 一色 松野	副主 山田 松野	副主 一色 松野
N M 雅登	M I 外右衛門	Y I 和助	農 U M 元八	S I 元三郎	I D 忠次郎	T I 惣吉	N M 雅登	N I 清六	医 I I 春哲	K Y 清三郎	農 M S 芳右衛門
N M 亀之丞	D I 清大衛門	T U 雅之	M D 幸衛	E D 友右衛門	N B 祐一	N M 要助	N M 亀之丞	E D 友右衛門	I I 隆藏	H 栄助	M S 實太郎
原告 工松村 宗次郎	原告 商 大内 隆平	原告 農 喜多 英七郎	原告 商 坪井 吉五郎	原告 農 秋山 孫三郎 二月二八日 原告代人 (ヨリ陳述書)	原告 商 安田 理右衛門	原告 代人 商 坪井 吉五郎 二月二七日 原告代人 (ヨリ陳述書)	原告 工松村 宗次郎	原告 農 秋山 孫三郎		原告 代人 商 高木 傳兵衛	二月二三日 原告代人 目崎 芳右衛門 (ヨリ陳述書)

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

六五四(二七四)

105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95
十年 九九八	九年 三六七三	九七五	九八一	九八〇	九七七	九七六	九八二	九三六	九六六	九五〇
貸金催促	訴訟入費	貸地券催促	貸米并違約償金請求	貸米請求	貸金催促	定約金請求	貸金催促	訴訟入費請求	貸米催促	貸金請求
十年三月 六日	九年	十年三月 五日	十年三月 五日	十年三月 五日	十年三月 五日	十年三月 五日	十年三月 五日	十年三月 一日	十年三月 三日	十年三月 二日
	十年三月 三日									
副主 粕屋	主 山田	副主 小島	主 一色	副主 松野	主 一色	副主 山田	主 粕屋	副主 山田	主 松野	副主 山田
K T 貞次郎	Y S 利作	農 O D 要三郎	S T キク	S D 文麒	K D 儀右衛門	K D 儀右衛門	商 O S 藤助* は原告 O U 藤藏 の弟で部理代人	農 T H 惣五郎	農 K G 覺一	M T 之治
M I 儀右衛門	S N 淳之	F T 謙造	H D 滝平	O D 保五郎	K B 金平	K B 金平 外一名	H T 友平	N M 利七 外一名	U O 國太郎	K N 清左衛門
原告 農 秋田 武八郎			原告 農 望月 孝之助	原告 農 望月 孝之助	原告 商 陸月 元吉	原告 商 陸月 元吉	* 原告 O U 藤藏の部理代人 三月六日 O S 藤助(ヨリ陳述書)			原告 農 尾家 正平

116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106
一一二二	一一二九	一〇七六	一〇七七	一一一〇	一四六	一〇五九	一〇六一	一〇二四	一〇二〇	一〇〇八
貸金催促追訴	田地出入済口米請求	地券証請求	地券証請求	貸金催促	地所書人証返却違約	立戻米催促	貸地定約証請求	地所書入貸金条約不履行	貸金催促	貸金催促
十年三月十四日	十年三月十四日	十年三月十二日	十年三月十二日	十年三月十三日		十年三月十日	十年三月十日	十年三月八日	十年三月七日	十年三月七日
十年三月十五日		十年三月十五日	十年三月十五日		十年			十年三月九日		十年三月八日
副主 一色 山田	主 山田	副主 山田	副主 山田	副主 山田	主 山田	主 一色 副 小島	副主 山田	副主 山田	副主 山田	副主 山田
士 Y H 岩之助 (介)	S I 万助	R B 惣兵衛	N M 品平	M 新太郎	S N 秀太郎 O S 精意知 T S 廉記彦	農 M Y 利忠太 外三名	農 K K 友右衛門 (子)	H T 準以	K D 禎藏	商 N M 寅太郎
S S K 平四郎	S I 吉助	M K 文吾	U M 喜平太	I D 栄之助	K D 五三太 O T 幸雄	S S 助十郎	T H 判右衛門	M O 栄一郎	K B 金平	S M 喜八
	原告 農 武田 周助	原告 平民 岡 謙藏	原告 平民 岡 謙藏	原告 農 奥本 數奇男	明治十年二月十二日 原告(ヨリ陳述書) 明治十年二月十二日 被告(ヨリ陳述書)	原告 農 Y S 藤三郎 同 農 D I 新助 同 農 N N 為助		原告 農 U H 治平 同 農 T K 千尋	原告 商 睦月 元吉	三月八日 原告(ヨリ陳述書)



124	123	122	121	120	119	118	117
一一五六	一一六五	一一五五	一一五七 求	一一三一	一一三六	一一二三	一一四〇
貸金催促	取替金催促	貸金催促	地券証名前書換請	貸米催促	貸金催促	貸金催促	貸金催促
十年三月十五日	十年三月十五日	十年三月十五日	十年三月十五日	十年三月十四日	十年三月十四日	十年三月十四日	十年三月十四日
副主 一松野 色	副主 小山島 山田	副主 小山島 山田	副主 一松野 色	副主 小山島 粕屋	副主 小山島 松野	副主 一松野 色	副主 小山島 松野
H N 信太郎	I I 源之丞	商 N T 保次郎	農 N N 武右衛門 外一名	S I 万助	商 T J 吉兵衛	O M 友助	H D 彌市
H 他人助	M M 健助 外一名	K B 周次郎	Y D 定七	S I 吉助	O I 条造	A I 松次郎 外二名	O M 勘之
原告 士族 久野 信吉郎	原告 士族 久野 勝男	三月一六日 原告 (ヨリ陳述書)		原告 農 武田 周助		原告 商 岩井 勘三郎	原告 農 原 他人之助

【明治一〇年三月一五日迄の分丁】

【注】

- ① 本稿は、「広島地方裁判所所蔵『却下文書』(明治十年)について(一)(二)号」と「訴名」をそれぞれ【〇〇】で示した。  
 (『修道法学』第三七卷第一号)を改題したものである。なお、本稿では、明治一〇年三月一五日付けの訴状までを取り上げた。同年三月一六日以降の日付のものは、次稿(三)で取り上げること予定している。
- ② 数字について、先ず、丁数を【〇〇A/B】で示し、次いで事件の「番号」と「訴名」をそれぞれ【〇〇】で示した。
- ③ 一つの事件で「訴状」と「その他の文書」が編綴されているものについては、後者に枝番号を付した。
- ④ 『却下文書』の目次に記載されている原告の氏名と訴状のその表記が

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(二)

六五二(一七二)

異なるときは、目次欄の表記に従い、訴状の表記を備考欄に記し、誤記と思われる場合、目次欄の氏名の該当箇所に、○で訴状に記載されている氏名を記した(例、徳造(藏))。

⑤ 本簿冊に編綴されている訴状には、原告側の住所氏名、出身等だけが記されている。いっぽう、目次欄には原告および被告の氏名が記されている。

目次欄に氏名が記載されている人物が当事者本人と考えられる。従って、目次欄の氏名が訴状に原告として記載されている氏名と異なるときは、備考欄に訴状記載の氏名を記した。原告の代言人または代人と考えられる者たちである。また、陳述書等の記載から原告代言人または原告代人と判明したものはその旨を記した。

⑥ 担当裁判官名が、『訴状受取録』から判明したものについては、備考欄の記述と合わせて\*を付した。

⑦ 本簿冊の目次では、「十年」第七六七号」が「71 第七六八号」の次に来ているが、本文では第七四七号の次に編綴されている。そこで、本稿では、本文の編綴の順番に合わせて並び替え、「74 第七六七号」として置いた。同様に「72 第六四七号」および「73 第七四七号」の二つの「番号」が変わった。

⑧ 通常は、「訴状」の次に「原告(人)／被告(人)申口」など、当事者が提出した書類が編綴されているが、いくつかの番号のものでは、その順序が入れ替わっている。本項では、先ず「訴状」を、次いで「原告(人)の陳述書」、「被告(人)の陳述書」、そして「訴外人(引合人等)の陳述書」の順序に入れ替えて並べた。その事件の構造が理解しやすく

なると考えたことによるためである。

(補注) 難読の地名については、内務省地理局編纂善本叢書24『明治前期地

誌資料郡区町村一覽』ゆまに書房(昭和六十年)を参照した。

追記 本稿は、科学研究費(基礎研究(C))「日本近代法のゆらぎ

―土地・家族・村の実証的研究―」(平成二五年度―二七年度)による研究成果の一部である。

お世話になった方々に対し、深甚の謝意を表する次第である。

〈執筆者紹介〉

矢野 達雄(広島修道大学法学部 教授)

加藤 高(広島修道大学 名誉教授)

紺谷 浩司(広島大学 名誉教授)